

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案	
1	入札説明書	2	3	1	6	4	ア	2	事業の範囲、施設整備業務の内欄に電波障害調査・対策業務とありますが、要求水準書21頁（ソ）欄に「電波障害対策工事は、別途とする。」とあります。現時点で予測不能であり、要求水準書どおり別途と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通り別途とします。
2	入札説明書	2	3	1	6		ア	2	建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務には、開発行為の許可申請（都市計画法29条）及び開発行為の許可に関連する建築規制許可申請（都市計画法37条）は申請不要と考え、業務範囲に含まないと考えてよろしいでしょうか。	開発行為の許可申請は必要ありません。
3	入札説明書	2	3	6	4			2	本文中に埋蔵文化財ならびに地中埋設物に関するリスク分担が記述されておりません。今後、埋蔵文化財や地中埋設物が発見されるようなリスクは無いと判断して差し支えないでしょうか。	埋蔵文化財や地中埋設物が発見されるリスクはないと判断しています。
4	入札説明書	2	4	1	7				入札提出書類の受付期日が平成15年6月12日までとなっておりますが、本事業は事業規模が大きいことから、計画検討・提案書作成に多大な時間を要します。従って、締切日を早くても6月末日としていただけないでしょうか。	本件事業の入札手続のスケジュールについては、入札説明書に示した通りとします。
5	入札説明書	2	4	7					入札説明書等に関する質問受付期間は平成15年3月7日～3月20日とありますが、第2回の質問受付期間は想定されていないのでしょうか。	現時点では想定しておりません。
6	入札説明書	2	4	7					事業スケジュール中に長期債務負担行為の議会承認時期が明示されておりませんが、事業契約締結以前になされると考えて宜しいでしょうか。	国庫債務負担行為については平成15年度予算が成立し可決されました。
7	入札説明書	2	6	8	1	3	オ	1	設計及び工事監理に当たる者の要件の内、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とありますが、構造要件以外を満足する大規模・高層類似施設で構造形式が鉄骨造の物も含めて宜しいでしょうか。	鉄骨造については含めないものとします。
8	入札説明書	2	6	8	1	3	オ	1	設計及び工事監理に当たる者の要件の内、延べ面積とは国有財産法の床面積ではなく、建築基準法上の延べ床面積と考えてよろしいでしょうか。	その通りですが、確認出来る資料が必要となります。
9	入札説明書	2	6	8	1	3	オ	1	設計に当たる者の要件の内、設計業務の配置予定主任技術者は、総括技術者及び主任技術者2名のみと考え、監理業務のように建築・電気設備・機械設備の分野ごとの配置予定者は登録不要と考えてよろしいでしょうか。	設計に当る者は、建築（意匠）設計、建築（構造）設計、電気設備設計、機械設備設計の各分野に主任技術者を配置してください。なお、同じ技術者が複数の分野を兼任することはできません。ただし、総括技術者は、上記の各主任技術者とは別に配置しても、あるいは何れかの分野の主任技術者が兼ねても構いません。
10	入札説明書	2	6	8	1	3	オ	1	設計及び工事監理に当たる者の要件の内、平成5年度以降に業務に従事した経験とあるのは、該当建物竣工時期が平成5年度以降と考えてよろしいでしょうか。又は設計業務経験については、実施設計完了時期を平成5年度以降と考えるのでしょうか。	設計に当る者が配置する担当者の経験は、平成5年度以降に実施設計が完了したものとします。また、工事監理に当る者が配置する担当者の経験は、平成5年度以降に工事監理が完了したものとします。
11	入札説明書	2	7	8	1	3		3	当該工事に選任で配属する主任技術者又は監理技術者のうち、電気設備工事と機械設備工事については兼任は可能でしょうか。	兼任は不可とします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
12	入札説明書	2	8	6	1	3	4	維持管理業務の一部である修繕を建設会社が行う可能性があります が、修繕を除く維持管理を行う維持管理会社が維持管理業務の資格要件を 満たしていれば良いと考えて宜しいでしょうか。	事業者の資格の有無、許認可取得の必要性については、応募者側でご判断下さい。
13	入札説明書	2	15	22	3		2	建設期間中の保険につき、大学の承諾なく保険契約及び保険金額の変更 又は解約をすることができない旨の記載がありますが、これは事業契約書（案）別紙7中の2.に記載される維持管理期間中の保険にも適用 されると考えて宜しいでしょうか。	その通りです。
14	入札説明書	2	17	26	5			「外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な 考慮を払いつつ」とのことですが、本考慮を建設企業及び下請企業の中 でも特に「板ガラス製造業者」に限定されている理由について、ご教示願 います。	平成7年1月25日付米国通商代表あて駐米日本大使書簡の付属書「日本 国政府及びアメリカ合衆国政府による板ガラスに関する措置」により記 載しています。
15	入札説明書	2	18	1				「落札者は落札者決定後7日以内に・・・」となっておりますが、コン ソーシウム各企業の社内決定及び捺印等だけでも7日以上かかる可 能性があります。基本協定締結までの期間を延長していただけます でしょうか。	基本協定書案の通りとします。
16	入札説明書	2	18	2	2			特定目的会社に対する出資及び出資比率について「入札参加企業又は 入札参加グループの構成員は当該会社に対して出資するものとする。 その出資比率の合計は全体の50%を超えるものとする。」以外の条件 はありますか。	大学が入札説明書等に示している条件以外の条件はありません。
17	入札説明書	2	18	2	2			SPCへの出資につきまして、構成員の出資比率が全体の50%を超 えるものとありますが、50%未満の出資者につきまして入札段階で明 示する必要がありますでしょうか。	出資比率50%未満の出資者についても出資者名、出資金額・比率を明 示して下さい。大学は事業者の株主が誰になるのか等について大きな 関心を持っています。
18	入札説明書	2	18	2				特別目的会社（SPC）の所在地については制限がないのでしょうか。	特にありません。
19	入札説明書	2	18	2				「落札者は、本事業を実施するため、商法（明治32年3月9日法律第48 号）に定める株式会社として特別目的会社を事業契約締結の時までに 設立するものとする。」とありますが、商法246条によると、株式会 社が成立後2年以内に、営業のために継続して使用すべき財産を資本 金の20分の1以上の対価で取得する契約を締結する場合には、専門 家意見取付、株主総会特別決議等の手続が必要となります。他方、本 件事業において、本件施設の所有権は建設業者 → 事業者 → 大学と瞬 間的に移転し事業者が本件施設を使用することはありません。このこ とから、本件施設は事業者の「営業のために継続して使用すべき」財 産には該当せず、事業者は本件施設取得を目的とする契約を建設業者 と締結する際に同条に規定する手続を経る必要がないものと考えて差 し支えないでしょうか。	本件施設は事業者の成立後に完成するもので、事業者の設立前から存 在したものは考えておりませんが、ご質問の商法の事後設立の規定 の適用の有無については、事業者の運営等に関する事項ですので、応 募者をご判断下さい。
20	入札説明書	2	18	3	4			「大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求する ことがある」とありますが、具体的にどのような場合が違約金請求の 対象となり、どのような場合が違約金請求の対象とならないの でしょうか。	落札者に正当な理由があると大学が認めた場合には、大学は請求しま せん。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
21	入札説明書	2	18	7	2		4	「大学が独立行政法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払について何ら影響を及ぼすものではない。」とありますが、これは、独立行政法人移行後においても国庫債務負担行為の地位が継承され、それに基づき、大学から事業者へのサービス対価の支払がなされる、という意味でしょうか。	独立行政法人化については別紙をご参照下さい。
22	入札説明書	2	19	4	4			『債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない』とありますが、設立する特別目的会社に対してプロシエ外ファイナンスを供与する金融機関への担保提供については、大学の承諾が得られるものと考えて宜しいでしょうか。	事業者及び担保権者との協議が整った場合には、承諾します。
23	入札説明書	2	19	5	2			『大学と選定事業者の責任分担は、事業契約書案によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については事業契約書案に示すが、これに示されていない場合は、双方の協議によるものとする。』とありますが、官民のリスク分担表の公表は予定されていないのでしょうか。	既に公表済みのもの以外には、公表する予定はありません。
24	入札説明書	2	19	5	2			リスク分担の程度や具体的内容で、事業契約書案に示されないものについては、双方の協議により定めるものとありますが、当該協議の結果は大学・事業者間で締結される事業契約書に反映されると考えて宜しいでしょうか。	大学と事業者が締結する事業契約に、落札者と大学との契約締結までの協議結果を反映することは想定していません。
25	入札説明書	2	19	6	2			「4. 一（2）-4」とはどこを指しているのでしょうか。ご教示願います。	該当箇所を「Ⅱ. 一 9」に改定します。
26	入札説明書	2	20	2	7	2	4	「大学が独立行政法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払について、何ら影響を及ぼすものではない。」に関して、大学が独立行政法人化された場合でも、国庫債務負担行為は取り消されることなく、大学と選定事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより大学から選定事業者へサービスの対価が支払われるものと理解してよいですか。	独立行政法人化については別紙をご参照下さい。
27	入札説明書	2	20	7	2		4	“大学が独立行政法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払について、何ら影響を及ぼすものではない”との記載がありますが、この記述の根拠（法令等）をお示しいただけますでしょうか。	独立行政法人化については別紙をご参照下さい。
28	入札説明書	2	20	7	2		4	「大学が独立法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払について、何ら影響を及ぼすものではない」との記載について、影響を及ぼさないための具体的検討内容及び独立法人化された場合のPFI事業への予算措置について、具体的内容をお示し頂けないでしょうか。	独立行政法人化については別紙をご参照下さい。
29	入札説明書	2	20	7	2			資金提供を行う金融期間との協議につきまして、「大学は、（中略）直接契約を結ぶことがある」と規定されておりますが、本契約を締結する大学とはPFI事業権契約で文部科学省より事務委任されている発注者と同一者となる、との理解でよろしいでしょうか。上記見解である場合、平成16年に予定されている国立大学法人化に際し、直接協定の締結者は文部科学省から国立大学法人に変更されるとの理解でよろしいでしょうか。また、変更に際しては、契約の内容はすべて継承されるとの理解でよろしいでしょうか。	独立行政法人化については別紙をご参照下さい。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
30	入札説明書	2	20	7	2			政策研究大学院大学のPFI事業に関し、文部科学省様より平成15年3月17日付「国立大学法人化に伴うPFIの取扱いについて」にて、国立大学法人化に伴う財源措置、予算措置に関するご回答がありました。本事業についても同様の位置付けとなるの理解でよろしいでしょうか。また、文部科学省様からの文書は、本事業個別に対する文書として新たに公表して頂けるのでしょうか、ご教示願います。	大学の独立行政法人化については別紙をご参照下さい。他の大学のPFI案件の入札手続で示された内容が、そのまま本大学のPFI事業に適用されるものではありません。
31	入札説明書	2	20	7	2			平成15年2月18日に政策研究大学院大学様より「国庫債務負担行為は消滅し、中央省庁等改革の推進に関する方針 予算措置の手法イにて運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当てする」との見解が示されていますが、本事業につきましても、PFI契約で定める施設の建設に係る対価に相当する額は「施設費」として、また維持管理業務に係る対価に相当する額は「運営費交付金」として、それぞれ区分して手当てされるとの理解でよろしいでしょうか。また、上記のとおり区分された場合、「施設費」として国より手当てされた額は、すべてPFI事業契約に基づくサービス購入費に充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	大学の独立行政法人化については別紙をご参照下さい。他の大学のPFI案件の入札手続で示された内容が、そのまま本大学のPFI事業に適用されるものではありません。
32	入札説明書	2	20	7	3			現在、本事業の敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産に該当することですが、国立大学法人化に伴い、敷地等の資産についても行政財産から国立大学法人の財産に移管されるとの理解でよろしいでしょうか。上記の場合、当該敷地に対し、国立大学法人がSPC以外の第三者の債務に対する担保として差し入れることを融資銀行として制限することは可能でしょうか。	大学がその所有する本件土地の処分権限を制約することを事業者と約することはいたしません。
33	入札説明書	2	20	7	2		4	大学が法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払について、何ら影響を及ぼすものではない。とありますが、大学が法人化した後も、サービス購入料の支払いについて国が保証するという理解でよろしいでしょうか。	独立行政法人化については別紙をご参照下さい。
34	入札説明書	2	20	7	2		4	『大学から選定事業者への支払について、何ら影響を及ぼすものではない』とありますが、大学が独立行政法人化された場合でも、本件に関して取得された債務負担行為は引続き有効であると考えて宜しいでしょうか。	独立行政法人化については別紙をご参照下さい。
35	入札説明書	2	20	7	2		4	大学が独立行政法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払について、何ら影響を及ぼすものではない。」との記載がございますが、これを裏付ける法的根拠等はお示し頂けますでしょうか。	独立行政法人化については別紙をご参照下さい。
36	入札説明書	2	20	7	2		4	国立大学の独立行政法人化についての記載について「なお、大学が独立行政法人化された場合でも、大学からの選定事業者への支払について、何ら影響を及ぼすものではない。」と記載がございますが、その根拠等明示頂けるものがございますでしょうか。また、支払以外のモニタリング等について変更が生じる可能性がございましたでしょうか。	大学の独立行政法人化については別紙を参照して下さい。なお、大学の独立行政法人化のみを理由としてモニタリングの方法が変更されることはありません。
37	入札説明書	2	21	9				『当該融資（日本政策投資銀行の融資）を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすること』とありますが、返済スケジュールや借入期間が異なる場合も金利を同一とすれば良いということでしょうか。	その通りですが、提案に織り込むことは入札参加者のリスクであり、同行からの融資に関する返済条件等が提案内容と異なることとなった場合でも大学は条件変更を一切行わないことに留意して下さい。
38	入札説明書	2	24	8			1	総合研究棟Ⅴの図面集の提出物の内、A2版図面2部の体裁は、製本でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	製本しないで「バラ（A2版の図面ケースに収納）」で提出して下さい。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
39	要求水準書	3	3	1	2			施設の建設の項目に敷地造成とありますが、本工事の造成とは、資料1 クラスタ-C 既存雨水排水管図 にある造成レベルからの造成と考えればよろしいですか。	「資料1 クラスタ-C 現況地盤図」からの造成とする。
40	要求水準書	3	4	4	1		9	インフラ整備状況での取合い位置は確認できますが、上水、井水の供給圧力はどの地点のものを示しますか？	分岐接続位置とします。
41	要求水準書	3	4	4	1		9	インフラ整備状況でガスは中圧引き込み可能でしょうか？低圧でしょうか？中圧の場合、ガバナ室は事業範囲に含まれますか？また設置範囲など指定がありますでしょうか。	ガスの中圧引き込みは考えおりません。記載については低圧です。
42	要求水準書	3	4	4	1		9	共同溝について、ルート図、大きさ、詳細図などあれば提示いただきたい。	ルート図・大きさについては「資料1 総合研究棟Ⅴ 平面図1」のB2階平面図を参照のこと。
43	要求水準書	3	4	4	1		9	総合研究棟Ⅴの上水・井水は総合研究棟Ⅳ地下機械室にポンプを設置し引込む。受水槽は既設水槽を利用する。とありますが、ポンプ設置用の予備スペースが設けてあると考えてよろしいでしょうか。また、既設受水槽には、ポンプ接続用の配管取出口があると考えてよろしいでしょうか。	ポンプの設置スペースはあります。配管は受水槽に直接接続するのではなく、ポンプ設置スペース近くまで配管は用意しています。
44	要求水準書	3	4	4				「壁面後退距離」の記載がありますが、敷地境界線全てではなく道路境界線からのみの後退と解釈してよろしいですか。	敷地境界線からの壁面後退距離である。
45	要求水準書	3	4					都市ガスの埋設位置と引き込みまでの地面状況（工事条件）はどのように設定すれば宜しいでしょうか。ご指示願います。	資料1 クラスタ-C 現況地盤図の所定位置のG L-1. 0m程度とします。
46	要求水準書	3	4					上水について 既存受水槽(44m3x2基)の現在の使用状況など不明ですが、設計の如何にかかわらず既存受水槽が十分な容量を持っており、追加設置を検討する必要はないと考えて宜しいですか、ご指示下さい。総合研究棟Ⅳ地階機械室より計画棟までの引き込みルートとその状況はどのように設定すれば宜しいでしょうかご指示下さい。	受水槽容量は既設で対応可能と考えています。配管ルートについては事業者の提案とします。
47	要求水準書	3	4					井水について 既存受水槽(32.5m3x2基)の現在の使用状況など不明ですが、設計の如何にかかわらず既存受水槽が十分な容量を持っており、追加設置を検討する必要はないと考えて宜しいですか、ご指示下さい。総合研究棟Ⅳ地階機械室より計画棟までの引き込みルートとその状況はどのように設定すれば宜しいでしょうかご指示下さい。	受水槽容量は既設で対応可能と考えています。配管ルートについては事業者の提案とします。
48	要求水準書	3	4					屋内消火栓配管について 既存消火ポンプを利用するに当たって、既存消火ポンプの仕様を確認する必要があると思われしますので、既存ポンプの仕様についてご指示下さい。	屋外消火栓ポンプの仕様は下記の通り。 65φ300 L/min×1058kPa (108m)
49	要求水準書	3	4					屋外消火栓配管について 既存消火ポンプを利用するに当たって、既存消火ポンプの仕様を確認する必要があると思われしますので、既存ポンプの仕様についてご指示下さい。	屋外消火栓ポンプの仕様は下記の通り。 100φ800 L/min×853kPa (87m)

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
50	要求水準書	3	4					スプリンクラー消火設備 スプリンクラー設置に関わる法的根拠をご教示下さい。また、既存消火ポンプを利用するに当たって、既存消火ポンプの仕様を確認する必要があると思われるので、既存ポンプの仕様についてご指示下さい。	法的根拠は京都市火災予防条例です。 スプリンクラー消火設備ポンプの仕様は下記の通り。 100φ800L/min×853kPa（87m） スプリンクラー消火設備用加圧ポンプの仕様は下記の通り。 100φ800L/min×853kPa（87m）
51	要求水準書	3	5	4	2		9	上水、井水、屋内消火栓配管は、共同溝より引込みとみて宜しいでしょうか。	福利・保健管理棟の上水、井水、屋内消火栓は共同溝より引き込みとします。インフラ取合図を参照のこと。
52	要求水準書	3	8	5	1	2		保健管理棟について、【別表2】に記載されている室面積の合計は419.5㎡になりますが、本文P8に示されている「保健管理施設」の規模は340㎡程度となっています。「保健管理施設」とはどの部分を指すのかご教示ください。同様に、「福利施設」は【別表2】の合計1670㎡（階段・廊下を除く）に対し本文1950㎡となります。あわせてご教示ください。	保健管理棟については340㎡程度と想定して下さい。福利施設は、全体を1,950㎡、各室の面積の合計を1,670㎡とし、両者の差は階段・廊下部分および事業者の提案する諸室とします。
53	要求水準書	3	8					保健管理施設の面積が340㎡程度とありますが、【別表1-1】「各エリアの要求水準」の保健管理棟1～13までの諸室の面積の総計は419.5㎡となっています。また共用部分（廊下等）を含めると、後者の面積はもう少し必要かと思われます。どちらに合わせればよろしいでしょうか。前者を正とすれば、その内訳をご提示下さい。	保健管理棟については340㎡程度と想定して下さい。
54	要求水準書	3	8					保健管理棟の延床面積は340㎡程度との記載がありますが、【別表1-1】の保健管理棟の各室の面積合計は419.5㎡となっています。どちらが正しいのでしょうか。	保健管理棟については340㎡程度と想定して下さい。
55	要求水準書	3	9	6	1			大型車両は何トン車までを想定すればよろしいですか。	要求水準書26ページの「10tトラック等」を想定しています。
56	要求水準書	3	9	6				「将来的なニーズの質・量の変化をある程度予測して、」とありますが、部屋用途の変更などにより、どの部屋について、何割程度の設計床荷重増加を考えればよいでしょうか。	割増による増加と考えるのではなく、機能構成要素の変化等に対しての柔軟性と考えること。
57	要求水準書	3	10	2	6	6	1	「事業期間外の適切な時期に国が行う大規模改修等を考慮」とありますが、事業期間内に必要な修繕、改修は大規模小規模等の規模に関わらず、事業者側で全て行うという認識でよろしいでしょうか。	その通りです。事業期間中に事業者が実施する修繕業務は、要求水準書に示す機能を維持するための修繕業務を指し、これは全て事業者がその責任と費用負担で実施することとなります。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	項目	質問内容	回答案
58	要求水準書	3	10	2	6	6		1	「不要土は適切な方法で構外へ処分する運行計画を行う」とありますが、埋め戻しに利用可能な掘削土は、他クラスターに仮置き可能と考えてよろしいでしょうか？	工事用地内に仮置きすることを原則とする。
59	要求水準書	3	10	6	2				「事業者は少なくとも建築物の法定耐用年数を満たした上で、・・・」とありますが、「満たす」とは法定耐用年数を超える範囲か超えない範囲か。言葉の定義を御教示下さい。	法定耐用年数は最低限満たすことを指します。
60	要求水準書	3	10	6					「改組・統合によるフレキシブルな共同利用形態を可能とする」「変化に対する対応性の確保」とありますが、どの程度の変更を見込めばよいでしょうか。例えば、教官室・研究室等の居室を将来実験室に転用することは設備上、また荷重条件の問題からあり得ないと考えますがよろしいですか。	機能構成要素の変化等に対して柔軟な計画と考えることとします。例えば、間仕切壁の位置の変更が生じた場合のことを考慮して、RC壁・軽鉄壁・パーティション・スライディングウォール等を使い分けるという意味です。
61	要求水準書	3	11						「屋上部分について、室外機等は消防活動上、支障のない位置に配置し、」と記載がありますが、具体的にどのような消防活動を想定されているのか不明です。消防協議内容等をご開示願います。	本記述は「資料3 面積表・参考概略平面図」をもとに、建物の外回りからの消防活動を想定したものであるが、要求水準書12ページに記載の通り、詳細については関係官庁と協議することとします。
62	要求水準書	3	12	6	1	3			B2階の床レベルTP+136.0、B1階の床レベルTP+141.0とあります。この記述と階高6.0mは矛盾しますが、どちらが正でしょうか。	B1階の床レベルを正とする。 B1階：床レベルTP+141.0 B2階：床レベルTP+135.0
63	要求水準書	3	12	6		1		4	既存実験装置の移転、移設、復元は大学側で行うとありますが、基礎以外に移転、移設、復元に必要な対応（フック、仮設対応など）があればお知らせ願いたい。	実施設計時の協議によります。
64	要求水準書	3	12	6	1	4			「既存実験装置の移転、移設、復元は大学側で行うが、基礎の設置は本業務とする。」とありますが、基礎形状等わかる図面はありませんでしょうか。	実施設計時の協議によります。
65	要求水準書	3	12	6	6	1		イ	「法令上、総合研究棟Ⅲ・RⅠ施設、総合研究棟Ⅳ、総合研究棟Ⅴは一棟となるように設計すること」とありますが、法令にて報告・点検が必要となる「特殊建築物定期調査報告」、「建築設備検査報告」、「消防点検」等の対象範囲について御教示下さい。	建築基準法及び消防法の免除規定をあてはめるものと解する。消防設備点検については、法定点検項目以上のことがある場合、本学の関係者と打合せのこと。また、点検範囲については施工範囲としますが、詳細は協議によります。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
66	要求水準書	3	12	6	6		イ	建築基準法及び消防法及びその他関連法規及び条例等に伴う関係官庁との協議について、『詳細については、関係官庁と協議すること』とありますが、協議により設計費用及び工事費用に追加費用が生じた場合の負担者は貴大学と考えて宜しいでしょうか。	大学が、要求水準書などにおいて、建築基準法及び消防法等に関連する取り扱いについて、具体的な方策を指示（指定）している事項の変更以外は、詳細について関係官庁と協議をした結果により生じる設計および工事の追加費用は事業者の負担とします。
67	要求水準書	3	12	6	1	4		事業者で設置すべき基礎の仕様をご指示いただけますか。	実施設計時の協議によります。
68	要求水準書	3	12	6	6		ア	【資料5】により、近隣説明を行ったとありますが、これが近隣に対して配布した全ての資料でしょうか。他の配布資料、および、口頭による説明内容、他に計画に留意すべき事項があれば、教えていただけますか。	既発注工事については、桂団地全体として ・休日は日曜日 ・作業時間は 午前8:00～7:00(10月～3月) 午前8:00～8:00(4月～9月) ・工事用車両運行時間は 午前8:00～午後7:30迄(10月～3月) 午前8:00～午後8:30迄(4月～9月) ただし工事車両が国道9号線から入るのは午前8:00以降、国道9号線に出て行くのは午前8:30以降とします。 ・工事車両運行台数については、 土砂運搬車 日最大延110台程度 資材搬入車(生コン車等) 日最大延110台程度ということで説明しております。
69	要求水準書	3	12	6	6		イ	「詳細については、関係官庁と協議すること」とあります。基本設計、実施設計の段階での官庁協議による計画の変更と、それに伴う工事費の調整があるものと考えて宜しいでしょうか。	大学が、要求水準書などにおいて、建築基準法及び消防法等に関連する取り扱いについて、具体的な方策を指示（指定）している事項の変更については、詳細について関係官庁と協議をした結果により生じる設計および工事の追加費用は事業者の負担とします。
70	要求水準書	3	12					地下2階床レベルTP+136.0m及び地下1階床レベルTP+141.0mでは地下2階の階高は5.0mとなりますが、階高6.0mとの表記があります。いずれかの数値が間違っていると思われる。正しい数値をご指示ください。	B1階の床レベルを正とする。 B1階：床レベルTP+141.0 B2階：床レベルTP+135.0
71	要求水準書	3	12					本業務の範囲である実験装置基礎の仕様をご指示ください。（大きさ、アンカーボルト仕様、耐荷重等）	協議による。
72	要求水準書	3	12					「外観デザインは総合研究棟Ⅳにあわせる」との記述がありますが、【資料3】の平面図では教授室バルコニーの外側に柱がたまりますので、バルコニー床の先端に梁が出てしまい、【資料1】【資料4】の南立面図のような細かいイメージにはなり得ないと思われます。タイルの色やグリッド構成等のイメージが総合研究棟Ⅳと調和していれば良いと考えてよろしいでしょうか。	資料3は柱の位置を拘束するものではないと理解してください。また外観デザインについては、タイルの色・形状・テクスチャー、プレキャストコンクリートの立面的グリッド構成とタイル面との組み合わせ、窓面のセットバック等について、合わせることで理解してください。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
73	要求水準書	3	12					「法令上、既発注建物に対して、遡及措置が発生しないような計画」との記載がありますが、総合研究棟Ⅳの法的設備関係、法的条件等が不明です。遡及措置とは具体的に何を想定されての記載でしょうか。	例えば、無窓階の判定によるスプリンクラーの設置、平均地盤の取り直しによる高さ制限オーバー等が想定されると考えています。
74	要求水準書	3	12					「詳細については、関係官庁と協議すること」との記載がありますが、提案書作成の段階では具体的内容について関係官庁と協議することは不可能と思われます。落札後の設計段階で詳細を協議することとなりますが、官庁指導によって、計画が変更になることも予想されまです。その場合、工事金額の変更に応じていただけてと考えてよろしいでしょうか。	【資料3】については参考資料です。【資料1】【資料4】【資料5】の形状を変更して提案することも可能ですが、変更に伴う住民説明等の責任は、事業者にあります。要求水準書の条件を全て満たす計画であれば提案も可能です。
75	要求水準書	3	13	6	6		イ	資料4の計算根拠図は参考資料ということで、擁壁の外側で平均地盤面の設定を提案させていただいて宜しいでしょうか。	要求水準書の条件を全て満たす計画であれば、提案も可能です。
76	要求水準書	3	13	6	6			「Cクラスター用として防災センターを40㎡総合研究棟Ⅴに設け」とありますが、中央監視室と兼用として一元管理を行うとすれば、規模が小さいと考えます。適宜規模設定してもよろしいですか。	防災センターは中央監視室とは兼用しません。中央監視室はクラスターAに設置してあります。また面積については総合研究棟Ⅴの整備面積の2%の増減の範囲内で調整することは可能です。
77	要求水準書	3	13					【資料4】の平均地盤面算定図の建物輪郭と、【資料3】平面図の建物輪郭線は形状が異なっています。どちらが優先と考えたらよろしいでしょうか。	資料3、資料4は建物の輪郭を拘束するものではないと理解してください。
78	要求水準書	3	13					要求水準書（案）では、擁壁外周の地面を地盤面として算定し、その条件として擁壁の底盤が建築物の基礎とつながっていることとの記載がありましたが、今回の要求水準書では削除されています。その条件に変更は無いと考えてよろしいでしょうか。変更があればご指示願います。	要求水準書12ページに記載の通り「関係官庁と協議すること」を前提としているため、削除されたと理解されたい。
79	要求水準書	3	13					【資料4】の平均地盤面算定は、結果的に建物の高さが条例上の高さを超えなければ、建物の地盤に接する高さは調整可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の条件を全て満たす計画であれば、提案も可能です。
80	要求水準書	3	14	6	7			PCa PC構造を基本構造とするとありますが、それ以外の構造を採用する場合、どの範囲まで許されますか。	地球及び地域への環境負荷の軽減、工期短縮、躯体の耐久性、コンクリート部材による長寿命化への対応等を考慮した構造とします。
81	要求水準書	3	14	6	7			福利・保健管理棟の基本構造は、PCa PC構造以外でもよろしいですか。	構いません。
82	要求水準書	3	14	6	1			大地震後も構造体の大きな補修を行うことなく建物を使用できることを目標とするために、地震力を1.25倍することで必要かつ十分と考えてよいでしょうか。	「学校建築構造設計指針・同解説（平成8年版）」の「4章 荷重・外力」に基づいた記述と理解して下さい。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
83	要求水準書	3	14					福利・厚生管理棟の「サービス用のアプローチは、東側構内道路の南方からとする」とありますが、「資料1 クラスタ-Bの周辺状況図(5-2)」によりますと、計画地の地盤レベル118.5に道路が擦り付く位置が、構内道路のレベル118.5部分にあります。円形サンクンガーデンの東に位置しておりますが、サービス車はここから建物に寄り付くと考えてよろしいですか。それともその位置より南でなければならぬのでしょうか。	ここでいう「南方から…」とは、施設の東側の構内道路が、市道100号線と接続する2箇所（南側と西側）のうち、「南側」からアプローチするという意味です。「西側」の接続箇所は、原則として車両の出入りを禁止する予定です。
84	要求水準書	3	14					「福利・保健管理棟のサービス用のアプローチは、東側構内道路の南方からとする。」との記載がありますが、南方からとはサービス用の車が南側からアプローチするとの意味でしょうか。あるいは建物配置計画上、建物の南側のみにサービス用出入口を設けることの意味なのでしょうか。ご指示願います。	ここでいう「南方から…」とは、施設の東側の構内道路が、市道100号線と接続する2箇所（南側と西側）のうち、「南側」からアプローチするという意味です。「西側」の接続箇所は、原則として車両の出入りを禁止する予定です。
85	要求水準書	3	14					「福利・保健管理棟は建築物となるサンクンガーデンを含めた消防計画とすること」との記載がありますが、サンクンガーデンの法的面積が合算されるのでしょうか。消防との協議内容が不明です。ご開示願います。	本記述は接続方法によりサンクンガーデンと一棟となった場合を想定したものであり、消防とは未協議であるが、詳細については、関係官庁と協議すること。
86	要求水準書	3	14					コンクリート製消火水槽は、地下ピットの利用は可能でしょうか。また消防との協議内容をご開示願います。	可能とするが、詳細については関係官庁と協議すること。なおこの件につきましては大学は消防とは未協議です。
87	要求水準書	3	15	6	2			「天井下地やフリーアクセスの床下地、屋外機用架台は補強を行うこと」とありますが、どのようなスペックに対して補強を行うのか具体的に指示ください。	日本建築学会編「非構造部材の耐震設計指針・同解説及び耐震設計・施工要領」を参考のこととします。
88	要求水準書	3	15					エレベーター機械室との記載がありますが、【資料3】平面図にはエレベーター機械室は存在しません。機械室レスタイプの昇降機を採用すると考えてよろしいでしょうか。	機械室レスタイプを採用しても良いものとします。
89	要求水準書	3	16	6	2	1	ア	「桂団地全体の建物の電力設備、動力設備、画像設備、入退出管理設備等をAクラスターE・Mセンターで監視、制御できる中央監視設備を設けている。本建物もこの中央監視設備に接続して監視制御を行う。」とありますが、E・Mセンターにて行われる業務の範囲について御教示下さい。	電力、防災、防犯、E・V監視、ポンプ・ファン等の状態監視を想定しています。
90	要求水準書	3	16	6	2	1	ア	「本建物にクラスターCの防災関係の業務を管理するための防災センターを設ける。」とありますが、クラスターC全体の防災関係の業務（緊急対応等）は事業者側の業務範囲と考えて宜しいでしょうか。	クラスターC全体の防災関係の業務は事業者側の業務範囲には入りません。
91	要求水準書	3	16	6	1	2	ア	「本建物にクラスターCの防災関係の業務を管理するための防災センターを設ける。」とありますが、クラスターC全体の防災防犯業務は、本事業の維持管理業務における警備業務範囲と理解して宜しいのでしょうか。	クラスターC全体の防災関係の業務は事業者側の業務範囲には入りません。
92	要求水準書	3	16					既存中央監視設備との接続形態(通信方式、手順、通信内容など)についてご教示下さい。	添付資料をご参照下さい。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
93	要求水準書	3	17	6	8	2	1	高天井の照明は、メタルハライドやナトリウム灯を併用することを考えてもよろしいですか。	メタルハライドやナトリウム灯を併用することは構いませんが、電動昇降機付きとします。
94	要求水準書	3	17	6		2	ア	省エネルギー計算書（CEC/L）を作成のこととありますが、落札後の実施設計段階と考えるとよろしいでしょうか。	その通りです。
95	要求水準書	3	17	6		2	ア	別表1-2に特記する部屋の調光は0～100%の連続調光とありますが、蛍光灯の調光の場合、0～25%程度までは非調光範囲と考えるとよろしいでしょうか。	そう考えて頂いてかまいません。
96	要求水準書	3	17	6		2		「直天井部分で打ち込める所はPF（合成樹脂可とう管）」とありますがCD管は利用可能でしょうか。	不可とします。
97	要求水準書	3	17	6	1	2	ア	Cクラスター総合事務所とは、当該防災センターと考えると宜しいでしょうか。	違います。
98	要求水準書	3	17	6		2	ア	省エネルギー計算書（CEL/L）の提出時期をご教示ください。	実施設計のときとします。
99	要求水準書	3	17					c) 器具等 非常照明パナリ-は別置き型とありますが、非常照明用電源は別途基幹整備工事の静止型電源設備より供給されると考えて宜しいでしょうか。また、その場合の責任区分について御指示ください。	非常照明用電源は、別途基幹整備工事の静止型電源設備より供給されます。工事区分は制止型電源設備二次側、接続までを本事業範囲とします。
100	要求水準書	3	17					c) 器具等 別表1-2に特記する部屋の調光装置の調光範囲を0～100%としその室の基本となる器具を調光するとありますが、Hf蛍光灯の場合では調光可能範囲が5～100%となるため調光の必要な室についての基本となる器具について御指示願います。	調光可能範囲は5～100%で可とします。
101	要求水準書	3	17					d) 照明制御方式 共用部の照明はリコン回路としクラスターC総合事務所から電源管理を行うとありますが、必要制御内容及び工事責任区分について御指示願います。	クラスターC総合事務所リモコンスイッチを設け電源管理を行います。その全てを本事業範囲とします。
102	要求水準書	3	17					d) 照明制御方式 Cクラスター総合事務所とは、どの部屋を指すのでしょうか。	Cクラスター内にあります。
103	要求水準書	3	18	2	2			維持管理業務の修繕につきましては、当初の機能を維持するもので十分であり、いわゆる大規模修繕は含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	当初の機能を維持することが求められます。修繕の規模の大小とは関係ありません。
104	要求水準書	3	19	6		2	エ	「それぞれの分電盤は電力量が計量でき、既存計量システムに接続して電力量を伝送できること」とありますが、この既存計量システムとは何を示しますでしょうか。本事業内に既存計量システムの改造費を含む必要がありますでしょうか。その場合は既存計量システムの仕様をご提示下さい。	既存とはクラスターAに設置した中央監視設備を示します。尚既存設備の改修は別途とします。添付資料ご参照ください。
105	要求水準書	3	19					a) 一般・配線・機器等 本建物の電源引込はクラスターAのE・Mセンターからの高圧2回線受電とし高圧引込ケーブルは別途とありますが、供給可能電源容量について御指示願います。	本事業を見込んだ容量があるとお考え下さい。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	項目	質問内容	回答案
106	要求水準書	3	19						a)一般・配線・機器等 メンテナンス性の向上のため、変圧器の一台当りの上限容量を単相500kVA、三相750kVAに上げ、受変電設備の簡素化を図ってよろしいでしょうか。	単相200KVA、三相300KVAを上限とします。
107	要求水準書	3	19						a)一般・配線・機器等 変圧器の仕様に関して 油入変圧器及びモールド変圧器の中から省エネ提案を行うものと考えてよろしいでしょうか。	そう考えて頂いてかまいません。
108	要求水準書	3	20	6		2	キ		非常用電源設備で「自家発電装置の設置は別途」とありますが、UPS等を棟内に設置する場合でも別途と考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
109	要求水準書	3	20	6	1	2	キ		「自家発電設備の設置は、別途し、E・Mセンター・・・」とありますが、別途するとはどのような意味か。言葉の定義を御教示下さい。	発電機設備は本事業範囲に含まないことを示します。
110	要求水準書	3	20						自家発電装置の設置はE・Mセンターより非常高圧回線にて電源供給とし高圧ケーブルは別途とありますが、非常用供給可能電源容量について御指示願います。	今後、大学と事業者の協議により決定します。
111	要求水準書	3	20						a)一般 建物内及び周辺での使用可能な構内PHSアンテナの設置とありますが、既設構内PHSシステムの支給品であるアンテナの設置と考えて宜しいでしょうか。	アンテナ設置まで本事業範囲に含まれます。
112	要求水準書	3	20						b)配線 光ケーブル、電話ケーブルは総合研究棟Ⅳの通信機械室から別途にて引込になっていますが最大引込可能芯数について御指示願います。	光ケーブルはSM160×2条程度を想定しています。また電話本数は要求水準書から想定するものとします。
113	要求水準書	3	20						a)一般・配線・機器等 「電気室のレイアウトは保守点検が行い易く、かつ接触事故が起きないように十分なスペースを確保すると共に将来の変圧器、遮断機等の増設スペースを確保する。」との記載がありますが、電気室の部屋の大きさは、【資料3】地下2階に示されたものとし、上記は内部レイアウトに対する記述と考えてよろしいでしょうか。	【資料3】は、参考資料です。電気室の大きさは、事業者の提案内容と考えます。
114	要求水準書	3	21	6		2	ケ		「上記以外のLAN設備機器は別途」とありますが「上記」とは「情報ラック」または「LAN構築に必要な機器」のどちらでしょうか。	「情報ラック」は本事業、「LAN構築に必要な機器」は別途とします。
115	要求水準書	3	21	6	2	1	ソ		「電波障害対策工事は、別途とする。」とありますが、入札説明書3頁 ② 事業の範囲 ア e及び入札価格等の算出方法及びサービス購入料の支払方法等2頁 2（1）構成される費用の内容に電波障害調査費及び対策費が含まれております。電波障害に関して、調査は本事業内に含まれますが、具体的な対策工事費は本事業外の別途と考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
116	要求水準書	3	21	6		1			「総合研究棟Ⅴに伴う外構整備範囲は、計画予定地範囲内とする」とありますが、計画予定地範囲をご教示ください。	「資料1 事業計画位置図」の本工事範囲によります。
117	要求水準書	3	21						c)器具等 LAN構築に必要な機器及び情報ラックが本工事範囲となっていますが、LAN構築に必要な機器とは本建物内各室のUTP情報コンセントから引込ケーブルまでの必要な光成端箱、パッチパネルとし光-メタル変換装置、SW-HUB等の機器は別途と考えて宜しいでしょうか。（その際の情報用光ケーブルの芯数を御指示願います。）	LAN構築に必要な機器は別途とします。
118	要求水準書	3	21						「学内の要所に学事情報伝達用の電子式掲示板を設ける為の配管工事を行うこと。」との記載がありますが、要所とは具体的にどこを想定されているでしょうか。設置箇所数をご指示ください。	事業者の提案によるものとします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
119	要求水準書	3	21					「外部出入り口と防災センター間にテレビカメラ付インターホンを設置する。」との記載がありますが、外部出入り口全てに設置するのでしょうか。具体的に設置箇所数をご指示ください。	主たる出入口に設けます。
120	要求水準書	3	21					EMセンター内セキュリティー室等でもモニター監視するのですか？（防災センターとEMセンター両方に接続するのかわかりませんか？）	
121	要求水準書	3	22	6		2	テ	既存中央監視設備の以下の仕様について提示いただけますでしょうか。メーカー、型番、データ伝送方式、点数、オープンネットワーク対応の採用、不採用。	添付資料ご参照ください。
122	要求水準書	3	22	6	6	2	ト	「既存検針設備の本工場の電気、ガス、水道等使用量を研究室単位で軽量できる設備を増設すること。」とありますが、研究室単位とは、6ページの①共用から⑩建築系の10系統と、⑪の居室から⑭外構施設は共通として1系統とし、計11系統別と解釈してよろしいでしょうか。	居室についても系毎に分ける必要があります。
123	要求水準書	3	22	8	2			将来貯蔵電源設備が設置可能なように配慮しておくようにとありますが、容量はどの程度見込んでおけばよいか、ご指示ください。	200Kw 8時間程度の容量を想定しています。
124	要求水準書	3	22					a) 一般・配線・器具等 既存中央監視に本工場の電力設備等を監視、制御できることとありますが、必要な監視内容及び制御内容について御指示願います。	事業者の提案によるものとします。
125	要求水準書	3	22					将来貯蔵型電源設備の設置スペースを設けることとありますが、想定電源容量及び位置について御指示願います。	200Kw 8時間程度の容量を想定しています。
126	要求水準書	3	22					a) 電気室 「電気室の大きさは、高低圧配電盤、変圧器等点検時に感電しない保有面積を確保すること。」との記載がありますが、電気室は【資料3】平面図に記載されている大きさと解してよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
127	要求水準書	3	22					a) 電気室 「電気室は機器の搬入、搬出をする扉を外部に直接接続できるように設ける。」との記載がありますが、【資料3】地下2階平面図のサービスヤード内スロープは地下2階（136.0m）レベルから、北東のサービスヤードに向かって、レベルを上げるように読み取れます。その結果、電気室部分ではサービスヤードのレベルの方が電気室の床レベルより高くなり、段差があると思われます。その段差処理は電気室に内部階段を設置することでよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
128	要求水準書	3	22					b) 通信機械室 通信機械室は【別表1-1】、【資料3】には記載がありませんが、設置階と大きさをご指示願います。	事業者の提案によるものとします。
129	要求水準書	3	23	6		3	ウ	実験排水に対し、PH処理装置を設けるとありますが、事業者調達になりますか。	その通りです。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
130	要求水準書	3	23					実験排水PH異常時の警報内容と警報種類(通信、接点)、工事範囲についてご教示下さい。	PHモニター槽でのPH計測値(4~20mA)をAクラスター実験排水処理施設へ出力する。実験排水処理施設からのPH異常警報をCクラスター総合事務所で受け、PH警報盤により警報表示及びブザーを鳴動する。PH計測装置一式、PH警報盤、PHモニター槽、実験排水処理施設及びEMモニター監視室間の電気配管配線、排水処理施設のモニターホールの調整一式等を本事業により整備することとします。
131	要求水準書	3	23					d) EPS 「共用部分の分電盤、情報ラック、電力・通信幹線、防災中継機器盤、諸設備端子盤、計量設備中継器等設置できるスペースで、特に日常点検時に分電盤等扉を開けた状態で点検者が容易に作業できる」との記載がありますが、【資料3】【諸元図】に添付されている図面にはEPSは存在しません。添付の図面を優先と考え、EPSは必要最小限と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
132	要求水準書	3	23					a) 実験系排水のPH自動調整設備の容量(能力)を御教示ください	別表1-2各エリアの特殊条件に処理能力は記載しています。
133	要求水準書	3	24					純水の要求レベルをご教示下さい。	純水の供給は構造系及び環境系で必要となります。構造系は個別形式で、イオン交換樹脂を充填したカートリッジ純水装置(イオン交換樹脂量20%程度、通水量100~800L/時間程度、採水量3800L程度)を計画しています。環境系は中央方式で純水供給実験室等に純水製造装置を設置し、各実験室に供給します。純水の要求水質は化学分析用水JISA3とします。JISA3の詳細は、 電気伝導率 0.1mS/m以下(25℃) 有機体炭素TOC 0.2mgC/L以下 亜鉛 0.1μgZn/L以下 シリカ 5.0μgSiO2/L以下 塩化物イオン 1μgCl-/L以下 硫酸イオン 1μgSO42-/L以下とします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	項目	質問内容	回答案
134	要求水準書	3	24						供給先機器の冷却負荷、必用水量、損失抵抗についてご教示下さい。	別表1-1、1-2、別表2を参照のこと。なお、冷却水設備は実験装置にかかる背圧を考慮した計画とすること。
135	要求水準書	3	24						BMSのコスト算出手法の空調用電力量算出は室内機運転時間按分などの機能の利用は可能でしょうか、具体的な方法について指示があればご教示下さい。	例えば、計量区分毎に空調をゾーン分けし、動力盤に電力計等を設け、コスト算出するなどを考えていますが、事業者の提案によるものとします。
136	要求水準書	3	24						「警備員室で防災管理する」との記載がありますが、警備員室とはどの部屋を指すのでしょうか。また防災管理の程度をご指示下さい。	防災センターで防災管理ができるようにしてください。
137	要求水準書	3	24						検針設備はBMSシステムの中の1つのシステムと考えて良いのですか？また設置は本建物防災センターなのか？総合事務所なのか？	検針設備はBMSと別のシステム、主装置は総合事務所とします。
138	要求水準書	3	24						純水の電気伝導率（比抵抗）の設定値は？また、中央設置するのですか？個別設置するのですか？	純水の供給は構造系及び環境系で必要となります。構造系は個別形式で、イオン交換樹脂を充填したカートリッジ純水装置（イオン交換樹脂量20ℓ程度、通水量100～800ℓ/時間程度、採水量3800ℓ程度）を計画しています。環境系は中央方式で純水供給実験室等に純水製造装置を設置し、各実験室に供給します。純水の要求水質は化学分析用水JISA3とします。JISA3の詳細は、 電気伝導率 0.1mS/m以下（25℃） 有機体炭素TOC 0.2mgC/L以下 亜鉛 0.1μgZn/L以下 シリカ 5.0μgSiO2/L以下 塩化物イオン 1μgCl-/L以下 硫酸イオン 1μgSO42-/L以下とします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
139	要求水準書	3	25	6	6	3	セ	「各研究室ごとに給水、ガス、冷却水、特殊ガスの各使用量、空調・換気設備の電力量を…」とありますが、研究室単位とは、6ページの①共用から⑩建築系の10系統と、⑪の居室から⑭外構施設は共通として1系統とし、計11系統別と解釈してよろしいでしょうか。	居室についても系毎に分ける必要があります。
140	要求水準書	3	26	6	4			建物に土圧を持たせないことを意図して、研究棟Ⅳの擁壁はテールアルメ擁壁の工法を採用されています。建物に土圧を持たせないことが原則であれば、総合研究棟Ⅴにおいても、同工法で計画することとなります。当てはめてみますと、掘削ラインが敷地境界からはみ出してしまいます。大部分が隣接の道路、民地まで影響することが考えられます。他工法を計画したとしても、道路用地(地中)を一次的に使用することになると考えられます。使用は可能でしょうか。又、ドライエリアをなくし、建物に土圧を持たせた構造として設計してよろしいでしょうか。	要求水準書211ページに「隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意」と明記しているため、それに適した工法を採用することとします。やむを得ず、道路用地(地中)を使用する場合は、関係官庁・関係会社等と協議すること。また擁壁と建物の間には、ドライエリア(幅2m以上)を確保することとします。
141	要求水準書	3	26	6	1			外構計画については、クラスターA～C全体で統一感を持たせることが必要と考えております。つきましては、キャンパス全体の外構マスタープラン、総合研究棟Ⅳの外構仕上げの仕様、舗装の仕様、照明の仕様を教えてくださいませんか。	資料11に提示された図面から判断してください。なお、添付資料にて外灯姿図を添付しています。
142	要求水準書	3	26	6	1	4		「これに配慮した擁壁の計画」とありますが、「既存擁壁との接続に配慮する」の意と考えて宜しいでしょうか。	既存擁壁が、テールアルメ擁壁の工法を用いているため、この工法との取り合い、および、既存擁壁との接続の両方に対して配慮する必要があります。
143	要求水準書	3	26	6	1			「外構整備範囲は、計画予定地範囲内」とあります。グレートコートに面する擁壁は工事外と考えて宜しいでしょうか。	グレートコートに関する擁壁等は既発注工事で行いますので、本事業ではグレートコートに関する擁壁はないものと考えています。
144	要求水準書	3	26					「実験・分析エリアに対し大型車両(10tミキサー車等)が進入できるためのサービス動線を十分に確保する。」との記載がありますが、建物周囲には【資料3】の図面のサービスヤードを確保しておけば足りるかと考えてよろしいでしょうか。	10tミキサー車が進入することとして、事業者が検討することとします。
145	要求水準書	3	26					「総合研究棟Ⅳはテールアルメ工法を用いているため、これに配慮した擁壁の計画を行う。」との記載がありますが、工程表によると本業務期間以前に総合研究棟Ⅳのテールアルメは竣工しており、総合研究棟Ⅴの掘削工事の際に、総合研究棟Ⅳのテールアルメの埋め戻し土の崩落が懸念されます。接続部分において、その対策について「配慮」という意味と解してよろしいでしょうか。	既存擁壁が、テールアルメ擁壁の工法を用いているため、この工法との取り合い、および、既存擁壁との接続の両方に対して配慮する必要があります。資料1クラスターC 既存構造物(総合事務室平面図)をご参照下さい。
146	要求水準書	3	26					屋上植栽は日常、メンテナンス以外の方が歩行しない計画と考えてよろしいでしょうか。	内部利用者の歩行を考慮した計画として下さい。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
147	要求水準書	3	26					屋上緑化について「モニタージュ等」とありますが、具体的にどんなものを想定すればよろしいのでしょうか。モニメントとかオブジェのようなものでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
148	要求水準書	3	28					大講義室、大会議室などに設置予定の映像音響情報通信機器は別途工事と考えて宜しいでしょうか	本事業の事業範囲に含まれます。
149	要求水準書	3	29					「諸外国でのライブラリーでもてなしに配慮し、」とありますが具体的に何を指しているのでしょうか。	例えば、料理の出張サービスを使つてのレセプションなどの際の100名規模のbuffetスタイルの料理の準備等を想定しています。
150	要求水準書	3	32	7	7	3	5	「一定温度空気量が必要」とありますが、供給する空気の温度及び湿度の条件があれば、⑤と⑥それぞれについて御指示ください。	温湿度条件等は一般的な空調温度とする。
151	要求水準書	3	41	7	7	9		(91) 環境重金属汚染分析室「室内環境からの汚染を避けるため、室内は常にクリーンに保つ必要がある」とのことですが、清浄度の設定があれば、御指示ください。	特に洗浄度は設定していません。一般空調の室程度とします。
152	要求水準書	3	45	7	2	2	11	搬入スペースは各厨房・購買の共用と考えてよろしいですか。	その通りです。
153	要求水準書	3	45					インターネットカフェ（席数90）の、【別表2】「各エリアに設置する予定の設備・備品等」で情報端末90台（別途）とありますが、各席に備え付けのパソコンが設置されているものと考えた方がよろしいのでしょうか。	その通りです。
154	要求水準書	3	46	7	2	2	31	身障者用便所の内容は具体的にどこまでの整備を考えればよろしいですか。（ex.オストメイト、折りたたみベット）	「京都市人にやさしいまちづくり要綱」等の関係法令を整備基準とします。
155	要求水準書	3	47					別表1-1「各エリアの要求水準」、別表2「各エリアに設置する予定の設備・備品など（参考）」、別表3「実験・分析用ユーティリティ設備の内容」に関する電子データ（PdfではなくExcel等のデータ）を提案に活用したいため配付いただけないでしょうか。	Excelデータでの配付はできません。
156	要求水準書	3	47					各エリアの要求水準 各エリアの要求水準に記載している電源設備の内、照明分を20VA/m ² 、実験電力分を記載数値-20VA/m ² と考えても宜しいでしょうか。	照明、コンセント分、実験電力分とも記載数値です。
157	要求水準書	3	47					各エリアの要求水準 各エリアの要求水準に記載している電源設備のうち別表2-2各エリアに設置する予定の設備・備品等に記載している機器の電源の需要率については「文部科学省電気設備工事設計資料」に基づき算出すればよいでしょうか。	参考として算出してもかまいません。
158	要求水準書	3	47					【別表1-1】各エリアの要求水準 要求ユーティリティの要求数値（特に実験室など特殊室系）の目安をご指示ください。	【資料1-1】【資料1-2】【資料2】および【参考】にもとづいて、事業者で判断してください。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
159	要求水準書	3	47					a)各室における、中和処理を行う必要がある実験系排水の、排水量を御教示ください。要求水準書では、39室中5室について排水量の記載があります。	別表1-2各工77の特殊条件に処理能力は記載しています。
160	要求水準書	3	51					構造系の室等で給水設備要、排水設備不要となっている室は床排水等も不要でしょうか？	(h)給排水衛生設備の排水の項目は生活排水であり、質疑内容の実験室は(i)特殊設備等の項目の実験排水で要となっていますので、実験排水が必要となります。排水設備が不要とはなっていません。
161	要求水準書	3	70	6	6	1	1	別表1-2の70ページの共用10研究用資料保管庫の特殊条件に「除湿器が必要」とありますが、別表2の125ページの同室に除湿器は大学側の備品となっていますが、どちらを正とすればよいか御指示をお願いします。	除湿器は大学で調達します。
162	要求水準書	3	82	6	6	1	1	別表1-2の82ページ水工系39環境推理実験室の2.8)に各水槽の排水ポンプ(自給式)各2台が、事業者が調達するのでしょうか。そうであれば、その仕様を御指示ください。	事業者の調達となります。排水ポンプ(自給式)は各水槽に各2台必要です。内径50mm程度の排水管能力:0.2m3/分程度に自吸式ポンプの電源が対応すること。
163	要求水準書	3	89	6	6	1	1	別表1-2の89ページにおいて、地盤系の47室の地盤模型実験室の条件に「温度及び湿度変化にびんかんため」との記載がありますが、空調設備には、実験中における停電対策は考慮しなくてよいでしょうか。御指示ください。	復電時に自動復帰する回路を組むこと。また系統は自家発電回路に対応できるようにすること。
164	要求水準書	3	89	6	6	1	1	別表1-2の89ページにおいて、地盤系の49室の資料保管庫の条件に「長期にわたって高品質を維持するために」との記載がありますが、空調設備には、停電対策は考慮しなくてよいでしょうか。御指示ください。	復電時に自動復帰する回路を組むこと。また系統は自家発電回路に対応できるようにすること。
165	要求水準書	3	89	47				地盤系 地盤模型実験室では特殊空調として恒温室があげられていますが、プレハブ式でなく室自体を恒温室として構築するということがよろしいでしょうか。他の室で同様に「プレハブ式」との記述がない恒温室(生体毒性評価実験室)も同様の考え方でよろしいでしょうか。いずれの場合も恒温室は事業範囲に含むということによろしいでしょうか。	宜しい。恒温室は事業範囲に含む
166	要求水準書	3	99	6	6	1	1	別表1-2の99ページにおいて、環境系の79から81の各恒温(恒湿)室の空調設備には、停電対策は考慮しなくてよいでしょうか。御指示ください。	No79~No81の恒温室は復電時には自動復帰する回路を組むこと。また系統は自家発電回路に対応できるようにすることとします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
167	要求水準書	3	104					周波数100Hz以下というのは、100Hz以上と解釈してよいでしょうか。	通常時における振動が、振幅3μm以下、周波数100Hz以下、加速3ガル以下とする。
168	要求水準書	3	108					X線使用実験室の床免振構造の具体的な仕様はわかりませんか。	
169	要求水準書	3	114					別表2】各工7に設置する予定の設備・備品等(参考) 給水・排水・ガスの要求数値（特に実験室など特殊室系）の目安をご指示ください。	
170	要求水準書	3	115					「機器設置予定年度」欄に10や100という数値が見受けられますが、「同時使用」欄の誤りと考えてよろしいですか。またそうであるならば、「機器設置予定年度」欄の訂正後の数値をご教示ください。	同時使用の数値です。
171	要求水準書	3	132	6	6	1	1	別表2の132ページ構造系19A第1構造実験室にポンプ2.705x1.405x1.82とありますが、ポンプの種類、仕様を御指示ください。	このポンプは、p.132の動的ジャッキ用ではなく、p.131の大型構造物試験装置の4本のジャッキ用です。これら4本のジャッキは東京衡機製造所のジャッキとなっています。このポンプは東京衡機製造所のポンプに限定させていただきます。下記にその仕様を示します。 1. 油圧源 型式：：TPP165型 定格圧力：27.4MPa 最大吐出量：165L/min タンク容量：1000L ※水はり検査を含む 2. 制御盤 3. 分岐ブロック、ゴムホース（油圧源～分岐ブロック）

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
172	要求水準書	3	132					19A 第一構造実験室 ①動的ジャッキの加力、最大変位、最大速度、最大周波数を御指示ください。又、ポンプとあるのは、動的ジャッキ用の油圧ポンプと考えてよろしいですか。	動的ジャッキの加力、最大変位、最大速度、最大周波数を以下の通りとします。また、ポンプはp.132の動的ジャッキ用のポンプではなく、p.131の大型構造物試験装置のジャッキ用です。 加力：50kN 最大変位：150mm 最大速度：20cm/sec 最大周波数：10Hz
173	要求水準書	3	139	6	6	1	1	別表2の139ページ構造系26第1コンクリート実験室に12集塵機とありますが、その仕様を御指示ください。	(株)ムラコシ製 作業テーブル式集塵機 HMD-2300Pと同程度とします。
174	要求水準書	3	139					26 第1コンクリート実験室 ①金型用特殊クレーンは走行ブーム式クレーンと考えてよろしいですか。又この吊荷重を御指示ください。	①キャスター付きの門型フレームにチェーンブロックが懸かっているクレーンを想定しています。 ②吊荷重は1tとします。
175	要求水準書	3	140					27 第2コンクリート実験室 ①環境槽(小)は供試体を温湿度管理で養生するための、コンクリート製部屋と考えてよろしいですか。又その温度、湿度の管理値を御指示ください。	据付型の「部屋」ではなく、恒温恒湿「装置・機器」を意図していません。したがって、温度、湿度の管理は、機器本体にて制御管理します。なお、隣室のNO.28室は、恒温恒湿「室」(プレハブ型の一つの部屋)ですので、この点をお間違えのないようご注意ください。
176	要求水準書	3	144					35A-15 乱流物理実験水路実験室のドラフトチャンバーについて。①間口1800mmでよろしいですか。②ダクトは2台共有としてよろしいですか。③前面風速は0.2~0.3m/secと考えてよろしいですか。	ドラフトチャンバーは、⑤と⑥の各風洞で使用する煤煙を排気するため。個別及び同時使用が可能なおこととします。 ⑤と⑥の直下に別々にドラフトチャンバーを設置すること。質問事項①③は○です。②は外は単独とします。
177	要求水準書	3	162					53-12 地殻環境模型実験室のコンクリート水槽 ①電源が必要とありますが、水槽に必要な実験機能は、何ですか。	コンクリート及び岩石ブロックの水中養生を行うため、電源はその水温調節用投入型電熱器及び計測用に用いる。
178	要求水準書	3	165					55-18 岩石鉱物分析室のドラフトチャンバー ①55室と56室のドラフトチャンバーのダクトは共有としてよろしいですか。②前面風速は0.2~0.3m/secと考えてよろしいですか。	①共有で良い ②良い
179	要求水準書	3	165					56-1 地化学環境実験室のドラフトチャンバー ①前面風速は0.2~0.3m/secと考えてよろしいですか。	構いません。
180	要求水準書	3	170					64-1.2 温湿度環境制御実験準備室の恒温恒湿室TBR3、TBR6について ①温湿度は標準的な仕様として温度15~30℃±1℃ 湿度60~80%±5%RH、と考えていますが、よろしいでしょうか。	温度-10~+60℃ 湿度30~95%RHとします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	項目	質問内容	回答案
181	要求水準書	3	170						64-4 温湿度環境制御実験準備室 ①万能試験機の最大試験力は100kNtでよろしいでしょうか。	500kNとします。
182	要求水準書	3	172						66B 小観測室のプレクトロン避雷針 ①壁取り付け型（絶縁方式）と考えてよろしいでしょうか。	壁取り付け型（非絶縁方式）とします。
183	要求水準書	3	174						74・89-7.103 試薬管理室天秤室のドラフトチャンパー 環境化学物質分子毒性評価室のドラフトチャンパー ①74・89・103室のドラフトチャンパーのダクトは共用と考えてよろしいでしょうか。	単独として下さい。
184	要求水準書	3	175						74・89-23 試薬管理室 天秤室の除害天井シャワー ①緊急用の水シャワーと考えてよろしいでしょうか。 ②囲いは必要でしょうか。	①かまいません ②囲いは必要ありません
185	要求水準書	3	176						78-1 低温環境実験室の低温室 ①諸元図よりW3300×D2000と推定しましたがよろしいでしょうか。 ②低温室の高さを御指示ください。	①外寸W4000×D4800②高さH2200（内寸）
186	要求水準書	3	176						79-6 常温環境実験室の恒温室 ①諸元図よりW2100×D2000と推定しましたがよろしいでしょうか。 ②の高さを御指示ください。	①外寸W4000×D3500②高さH2200（内寸）
187	要求水準書	3	176						79-7 常温環境実験室のエアーカーテン式飼育ラック ①ラット・マウス用と考えてよろしいでしょうか。 ②ケージの大きさおよび数量を御指示願います。	①ラット・マウス用とします ②約w300×d480×h250 6列5段で30ヶとします。
188	要求水準書	3	176						80-10 中温環境実験室の恒温室 ①諸元図よりW2100×D2000と推定しましたがよろしいでしょうか。 ②室の高さを御指示ください。	①外寸W4000×D3500②高さH2200（内寸）
189	要求水準書	3	177						81-14 恒温恒湿室の恒温室 ①諸元図よりW2100×D2000と推定しましたがよろしいでしょうか。 ②室の高さを御指示ください。	①外寸W4000×D3500②高さH2200（内寸）

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
190	要求水準書	3	177					82-97-2 ガス供給室/環境微生物培養室のバイオハザード用安全キャビネット ①作業室内幅は、1300mmでよろしいですか。 ②クラスⅡA/ⅡB共用型でよろしいですか。 ③前面風速は0.2～0.3m/secと考えてよろしいですか。	①かまいません ②ⅡBを満足するものとします ③安全キャビネットに前面風速という性能表示はありませんが、全面開口部からの流入風速は0.5m/S以上とします。
191	要求水準書	3	181					85-1 化学実験室のドラフトチャンパー ①間口1500mmでよろしいですか。 ②前面風速は0.2～0.3m/secと考えてよろしいですか。 ③8台のダクトは4台づつ共有と考えてよろしいですか。	①かまいません。 ②0.5m/sec以上とします。 ③ダクトは全て単独とします。
192	要求水準書	3	182					85-26 100-12 101-11 85室・100室および101室のドラフトフード計4台 ①排気ダクトは共通としてよろしいですか。	排気ダクトは単独とします。
193	要求水準書	3	183					87-1 生物実験室のドラフトチャンパー ①前面風速は0.2～0.3m/secと考えてよろしいですか。	0.5m/sec以上とします。
194	要求水準書	3	183					86-6、92-16、108-1 物理実験室・水士環境分析室・実験廃液調整保管室 86室・92室および108室のドラフトチャンパーの排気ダクトは共通としてよろしいですか。	排気ダクトは単独とします。
195	要求水準書	3	184					87-23 生物実験室のバイオハザード対策用安全キャビネット ①作業室内幅は、1600mmでよろしいですか。 ②クラスⅡA/ⅡB共用型でよろしいですか。 ③前面風速は0.2～0.3m/secと考えてよろしいですか。	①1200～1300とします ②ⅡBを満足するものとします ③安全キャビネットに前面風速という性能表示はありませんが、全面開口部からの流入風速は0.5m/S以上とします。
196	要求水準書	3	188					98-1 環境生物培養実験室のバイオハザード対策用安全キャビネット ①作業室内幅1300mmでよろしいですか。 ②クラスⅡA/ⅡB共用型でよろしいですか。 ③前面風速は0.2～0.3m/secと考えてよろしいですか。	①かまいません ②ⅡBを満足するものとします ③安全キャビネットに前面風速という性能表示はありませんが、全面開口部からの流入風速は0.5m/S以上とします。
197	要求水準書	3	188					98-2 環境生物培養実験室のクリーンベンチ ①間口1500mmでよろしいですか。 ②片面式、垂直気流循環型でよろしいですか。	①1300とします ②片面垂直気流吹き出し型ガスバーナー、殺菌灯付きとします。
198	要求水準書	3	188					100-1 試料前処理室のドラフトチャンパー ①間口1500mmでよろしいですか。 ②排気ダクトは4台づつ共有、2系統で排気としてよろしいですか。 ③前面風速は0.2～0.3m/secと考えてよろしいですか。	①かまいません ②排気ダクトは全て単独とします。 ③0.3m/sec以上とします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
199	要求水準書	3	189					101-1 精密試料前処理室のドラフトチャンバー4台 ①間口1500でよろしいですか。 ②排気ダクトは4台共有、1系統としてよろしいですか。 ③前面風速は0.2~0.3m/secと考えてよろしいですか。	①かまいません ②排気ダクトは全て単独とします。 ③0.3m/sec以上とします。
200	要求水準書	3	189					103-5 環境化学物質/分子毒性評価室のドラフトチャンバー ①間口1500でよろしいですか。 ②前面風速は0.2~0.3m/secと考えてよろしいですか。	①かまいません ②0.5m/secとします
201	要求水準書	3	191					108-1 実験廃液調整保管室のドラフトチャンバー ①間口1500でよろしいですか。	構いません。
202	要求水準書	3	192					108 実験廃液調整保管室の除害シャワー ①緊急用の水シャワーと考えてよろしいでしょうか。 ②囲いのようなものは必要でしょうか。	①緊急用のシャワーです ②必要ありません
203	要求水準書	3	206					実験用純水は事業者調達になりますか。	事業者調達になります。
204	要求水準書	3	206					【別表3】実験・分析用ユーティリティ設備の内容 要求ユーティリティの要求数値の目安をご指示ください。	
205	要求水準書	3	207					圧縮空気の使用性能値はどれくらいですか？吸引設備の使用性能値はどれくらいですか？	地盤系には圧縮空気及び吸引が2系統（50室から供給系統、52B室から供給系統）必要です。圧縮空気はコンプレッサを各々2台設置（1台は現有の移設）し、能力は制御圧力1.08~1.37MPa、吐出空気量380ℓ/分、空気タンク容量260ℓ程度の能力が必要となります。吸引は各1台設置（現有の移設）で、設計排気速度360ℓ/分、吸引圧力 2.7×10^{-2} (Pa)の能力です。環境系には圧縮空気が必要ですが、この圧縮空気は純空気の供給でガスボンベからの供給となり、各室に供給する配管等が本事業による整備となります。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
206	要求水準書	3	210	8	2	2	ア	建設工事に先立ち、周辺住民に対する工事の説明及び周辺影響調査を行い、工事の円滑な通行と安全を確保することと、ご指示がありますが、現在までに近隣協定等がありましたらご提示願えませんか。	既発注工事については、桂団地全体として ・ 休日は日曜日 ・ 作業時間は 午前8:00～7:00(10月～3月) 午前8:00～8:00(4月～9月) ・ 工事用車両運行時間は 午前8:00～午後7:30迄(10月～3月) 午前8:00～午後8:30迄(4月～9月) ただし工事車両が国道9号線から入るのは午前8:00以降、国道9号線に出て行くのは午前8:30以降とします。 ・ 工事車両運行台数については、 土砂運搬車 日最大延110台程度 資材搬入車(生コン車等) 日最大延110台程度ということで説明しておりますが、協定はありません。
207	要求水準書	3	210	8	2	3	イ	工事車両通行のご指示がありますが、現在までに近隣住民との取り決め事は無いのでしょうか。ありましたらご提示願えませんか。	既発注工事については、桂団地全体として ・ 休日は日曜日 ・ 作業時間は 午前8:00～7:00(10月～3月) 午前8:00～8:00(4月～9月) ・ 工事用車両運行時間は 午前8:00～午後7:30迄(10月～3月) 午前8:00～午後8:30迄(4月～9月) ただし工事車両が国道9号線から入るのは午前8:00以降、国道9号線に出て行くのは午前8:30以降とします。 ・ 工事車両運行台数については、 土砂運搬車 日最大延110台程度 資材搬入車(生コン車等) 日最大延110台程度ということで説明しておりますが、協定はありません。
208	要求水準書	3	213	2	8		2	「消耗品(蛍光灯、トイレトーパー)については本大学から支給する。」とありますが、空調フィルター・Vベルト・水石鹼液・消毒用品等他に想定される消耗品は、支給の対象外と考えて宜しいでしょうか。	その通りです。
209	要求水準書	3	213	2	8			用語の定義において ②保守の部分において、消耗品(蛍光灯、トイレトーパー)については適宜、大学から支給するとございますが、大学側から支給される消耗品については、蛍光灯とトイレトーパーのみと理解してよろしいでしょうか。	電球についても支給します
210	要求水準書	3	213	2	8		6	「更新」の定義が記載されていますが、『実施方針に関する質問回答書(平成14年11月1日公開)』における「大規模修繕」との差異が明確になっていません。ご教示ください。	事業期間中に事業者が実施する修繕や更新は、要求水準書に示す機能を維持するための修繕や更新を指し、これは全て事業者がその責任と費用負担で実施することとなります。修繕や更新の規模の大小とは関係ありません。
211	要求水準書	3	213					事業期間中、事業者が設置した建物・設備・備品等に関しては、大学側の責任での不具合を除き、事業者側で修繕・機器更新を全部行うということですか？	その通りです。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	項目	質問内容	回答案
212	要求水準書	3	214	4	1				『～事業者により設置した各種設備及び備品を対象とする』とありますが、文章のまま解釈でよろしいですか？例えば、消防設備点検においてはｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ等の設置機器（ﾊｯﾄﾞ、試験弁等）は点検して、別棟に既存である消火ﾎﾝﾌﾞ等は設置していないので、点検責任範囲外となるのですか？そうなると消火ﾎﾝﾌﾞ等の責任外機器の異常でｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ等が作動しない場合でも保守管理範囲外と考えて良いのですか？また他設備においても対象外設備との関連があるものがあります。それらも同じ解釈で良いのですか？	そのように理解して頂いてかまいません。消防設備点検ではﾎﾝﾌﾞの点検は大学ですることになります。また点検責任範囲は基本的に施工範囲とします。
213	要求水準書	3	215	5	4				清掃範囲ですが、総合研究棟Ⅴに関しては対象が記載されていますが、福利・保健管理棟に関しては記載がありません。福利棟にできるインターネットカフェ、洋風レストラン、和風レストラン、及び購買部は、大学と直接契約するテナントだと理解しています。それらテナント類は共用部ではありませんが、清掃業務の範囲内とするのですか？それとも範囲外とするのですか？	テナント部分の清掃業務は範囲外としますが、詳細は協議によるものとします。
214	要求水準書	3	215	5					日常清掃における清掃対象日ですが、基本的に平日（土・日・祝を除く曜日）と考えてよろしいですか？また逆に定期清掃の実施日は休日（土、日、祝）の昼間と考えていてよろしいですか？	基本的にそのように考えて頂いて構いませんが、学会等のイベントにより当初想定されたスケジュールで業務が行えない場合がありますので、詳細は協議によることとします。
215	要求水準書	3	215	5	3				ごみの分別については、京都市の指定する方法に従うとございますが、事業者は分別収集・集積するのみと理解して宜しいでしょうか。	そのように理解して下さい
216	要求水準書	3	216	5	4				「清掃作業は大学の業務に支障のない時間帯に行うこと。」とありますが、具体的な時間帯について御教示下さい。	講義・セミナー等を行っている時間以外の時間で、詳細は協議によります。
217	要求水準書	3	216	5	4				教官室、実験室は、日常清掃及び定期清掃いずれの業務範囲にも入らないという理解で宜しいでしょうか。	その通りです。
218	要求水準書	3	216	5	4				「清掃作業は大学の業務に支障のない時間帯に行うこと。」とありますが、日常清掃について具体的な想定時間帯の設定がございましたら必教示ください。	講義・セミナー等を行っている時間以外の時間で、詳細は協議によります。
219	要求水準書	3	218	7					要求水準書内では警備業務の概要が記載されていますが、様式集・【様式6-4】～【様式6-6】内に記入項目がありません。書類を追加し、記載してよろしいでしょうか。	【様式6-4】～【様式6-6】の「維持管理費相当」の内訳は警備業務を加える形で改定します。詳細は別添様式集をご参照下さい。また、【様式10-3】は、タイトルを「（共通）維持管理計画・維持管理（清掃）／保守管理（外構・植栽）／警備」とし、記載内容に「警備業務の実施体制について記入すること」および「警備業務の業務内容について記入すること」を追加してください。また、このことにもなって【様式10-3】の枚数は、1枚から2枚に変更します。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
220	要求水準書	3	218	7				7. 警備業務については、事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。なお、入札説明書Ⅰ. 対象事業の概要等 6(4)②事業の範囲において、警備業務は事業範囲としては示されていません。	本事業の範囲内です。入札説明書を改定しますので、詳細は別添入札説明書をご参照下さい。
221	要求水準書	3	218	7	1			「敷地内の建築物を含む全ての財産の保全および運営時間外の侵入者の監視など」とありますが、「敷地内」という言葉の定義をご教示ください。	ここでいう「敷地内」とは、【資料1】の本工事用地（外構整備範囲）とします。ただし、「福利・保健管理棟」にあつては、施設の東側の構内道路と、構内道路の東側の本工事用地は含まれないものとします。
222	要求水準書	3	218	7	1			警備業務の対象として「敷地内の建築物を含むすべての財産の保全及び運営時間外の侵入者の監視等」とございますが、要求水準は24時間365日の機械警備という記載がございます。当該運営時間帯について具体的な想定時間がございましたらご教示ください。	通常業務を行っている時間は8:30~17:00とします。詳細は協議によります。
223	要求水準書	3						クラスターCに先行された仮囲いは工事期間中無償で貸与可能と考えてよろしいでしょうか？	京都大学桂団地基幹・環境整備（Cクラスター・共同溝等）工事の実施中は共用とします。完了後は事業者にて取設のこととします。
224	要求水準書	3						総合研究棟Ⅴの地盤は、工事着工まで資料1 クラスターC現況地盤図と変化がないものと考えてよろしいでしょうか？	「資料1 クラス-C 全体工程表1及び2」に示された工事完了後に現況地盤図になると考えてください。
225	要求水準書	3						現在施工中の総合研究棟Ⅳのテールアルメ擁壁工事は、仮設の山留め及びバックアンカーを施工しているように見受けられます。今回、総合研究棟Ⅴで同様の工法を採用すると、道路及び民地の地中にバックアンカーを打設する必要性が生じる可能性があります。地中にバックアンカーを打設する必要性が生じた場合、既に協議されていると考えてよろしいでしょうか。また未協議の場合、協議可能と考えてよろしいでしょうか？	バックアンカーに対する協議は見協議です。また協議することは可能です。
226	要求水準書	3						B2の参考概略平面図をいただけないでしょうか。	
227	要求水準書	3						水工系38A都市型水害対策実験用長水路実験室Aに記載されている排水ポンプ（下水へ）は、事業者が調達するのでしょうか。そうであれば、その仕様を御指示ください。	事業者の調達とします。
228	要求水準書	3						上水、井水 上水及び井水とも総合研究棟Ⅳ地階機械室内にポンプ設置とありますがポンプへの電源供給は総合研究棟Ⅳからの供給と考えてよいでしょうか。また、その場合の電力使用量について御指示願います。	総合研究棟Ⅳの電気室からポンプへ電源供給を行って下さい。なおポンプへの電源供給は事業者が行うものとします。また、電気使用量も総合研究棟Ⅴ系統で計量出来るようにして下さい。
229	要求水準書	3						クラスターC計画配置図において、今回本工事予定地内に四角の中に×印のついた記入があります。これは何を示しているのでしょうか。	消防水槽の記号ですが、位置等については必ず工事着手前に確認することとします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
230	要求水準書	3						3月18日の現地見学会では消防利用の水槽があるとの説明で、現地では既に設置されていました。その正確な位置及び大きさをご提示ください。	添付図面をご参照下さい
231	要求水準書	3						3月18日の現地見学会において、敷地周囲の歩道との境界線に石積擁壁が施工されておりましたが、その天端高さに外構仕上げレベルをすりつける必要があると思われま。全長にわたって擁壁の高さがわかる図面をご提示願います。	添付図面をご参照下さい
232	要求水準書	3						19A第1構造実験室、23供試体制作室の上部、地下1階には柱がありますが、地下2階には存在しません。また両室の諸元図にも柱は存在しません。地下1階にある柱を地下2階に下ろすと、両室の使用上重大な支障をきたす恐れがあります。しかし、上階の建物構造上柱は存在するものと考えたと矛盾が生じます。平面プランの変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	添付図面をご参照下さい
233	要求水準書	3						26第1コンクリート実験室と28コンクリート恒温室との間、27第2コンクリート実験室と29コンクリート分析室の間には、【資料3】地下2階平面図には柱の記載があります。諸元図にはクレーンの記載があり、当該柱が無い前提で作成されていると思われま。【資料3】及び諸元図の間で矛盾がありますが、どちらも参考との印がありますが、どちらの図面を優先と考えればよろしいでしょうか。	添付図面をご参照下さい
234	要求水準書	3						京都大学施設部のホームページ上の公開情報では、【資料3】の表題に概略平面図、概略立面図、概略断面図、面積表と記載がありますが、PDFファイルの内容は面積表と概略平面図のみです。概略立面図と概略断面図が存在するのであれば提示願います。	概略立面図、概略断面図は誤記です。
235	要求水準書	3						京都大学施設部のホームページ上の公開情報では、【資料4】の表題に確認申請関係書類（法規制一覧含む）と記載がありますが、PDFファイルの内容は平均地盤高さ参考図と南立面図のみです。法規制一覧が存在するのであれば提示願います。	（法規制一覧を含む）」は誤記です。
236	要求水準書	3						計画に際して既設建物のシステムとの整合が必要と考えています。既設建物や工事中の建物のシステムについて教えてください。受変電設備 受電方式、母線方式 重要負荷への電源のバックアップ方法 変圧器の種類、最大容量 キュービクルの形式 設備監視システム 各棟毎の防災センターで監視制御していますか。 E・Mセンターとの連携のイメージについて。（全点数監視 or 代表点監視） 防災監視システム 各棟の防災センターとE・Mセンターとの連携イメージ。（同上）	添付図面をご参照ください。
237	要求水準書	3						大量の残土処分が生じますが、指定地処分か自由処分かお教えてください。又、指定地処分であれば、場所ならびに受け入れ体制をご提示ください。	処分地の選択については自由であるが、要求水準書10ページに記載の通り、「不要土は、適切な方法で構外へ処分する運土計画を行う」こととします。
238	要求水準書	3						屋外サイン工事は別途と考えて宜しいでしょうか。	屋外サインは別途工事とします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案	
239	要求水準書	3						西側道路境界部の法面は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	境界部分の石積までは別途工事としますが、その他の道路境界線より内側の工事は本事業工事範囲内です。	
240	要求水準書	3						敷地境界線、周辺道路、敷地内外等高線、構内道路など、敷地情報が他の資料と異なります。上記事項に関しては、当図を「正」として参照し、計画して宜しいでしょうか。	正として計画して頂いて構いません。	
241	要求水準書	3						計画地のボーリングデータはいただけますか。	計画地のボーリングデータはございません。	
242	要求水準書	3						計画に際して既設建物のシステムとの整合が必要と考えています。既設建物や工事中の建物のシステムについてご教示ください。1. 受変電設備 ・受電方式、母線方式 ・重要負荷への電源のバックアップ方法 ・変圧器の種類、最大容量 ・キュービクルの形式 2. 設備監視システム ・各棟毎の防災センターで監視制御していますか。 ・E・Mセンターとの連携のイメージについて。 （全点数監視or代表点監視） 3. 防災監視システム ・各棟の防災センターとE・Mセンターとの連携イメージ （同上）	添付図面をご参照ください。	
243	要求水準書	3						資料1の図面等のスケール及び地盤レベルが判別しにくいので、これら図面等のCADデータを公開していただけませんか。	CADデータについては著作権等の関係により公表出来ません。	
244	要求水準書	3						敷地地盤の切盛の履歴がわかる資料がありましたら、公開して下さい。	切盛の履歴のわかる図面はございません。	
245	要求水準書	3						「同時使用」とは何を示すのか、ご教示ください。また、当欄に「○」記号がありますが何を示すのか、あわせてご教示ください。	「○」のついた機器が同時に稼働する事を意味します。	
246	要求水準書	3						実験機器において一部事業者で設置、管理となっていますが、真学設置機器と事業者設置機器をどのような基準で分けられたのかご教示ください。実験機器においては使用頻度により維持費が大きく異なり、また不具合があった場合の原因が特定しにくいので、可能であれば事業範囲から外していただけないでしょうか。	事業範囲とします。	
247	入札価格算出	4	2	2	1			1	「提案提出時に使用する基準日の基準金利と落札者決定日の基準金利に差が生じた場合、この差に応じて施設整備費相当を改定する」とのことですが、改定の基準日が落札者決定日となると、実際に融資が行われる引渡予定日（総合研究棟又は福利・保健管理棟）までの金利変動リスクが、事業者の提案するスプレッド（利ざや）に反映されることになり、結果的に大学の負担が増加することになります。改定の基準日を落札者決定日から引渡予定日（総合研究棟又は福利・保健管理棟）に変更することは可能でしょうか。ご教示願います。	変更することはできません。割賦金利の決定時期については現行の国の会計及び予算等の法制度、運用に関する規定その他の枠組みの中で基準金利の確定をなるべく引渡日に近い日に設定したものです。
248	入札価格算出	4	2	2	1				施設整備費相当には、『選定事業者の開業に要する費用』や『選定事業者の資金調達に要する費用』等、総合研究棟Ⅴ、福利・保健棟どちらに帰属するか不明確な費用があると考えられますが、その割り振りは事業者が適宜行うことで宜しいでしょうか。	結構です。但し、様式6-5及び様式6-6にその割振り方法をできる限り詳細にご記入下さい。記入場所等は適宜ご判断下さい。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
249	入札価格算出	4	2		1			維持管理費相当の入札説明書に記載の業務の欄に警備業務がございませませんが、その理由についてご教示ください。また、上記に関連し、様式集においても警備業務の記載スペースがございませんので併せてご教示ください。	入札説明書等を改定しますので、詳細は別添入札説明書等をご参照下さい。
250	入札価格算出	4	3	2	1		1	提案用基準金利の基準日が平成15年7月4日となっておりますが、この日付は落札者決定日のものであり提案時には不明です。提案にはいつ時点の金利を使用すれば宜しいのでしょうか？	平成15年5月6日の基準金利を使用して下さい。
251	入札価格算出	4	3	2	1		1	提案提出時に使用する割賦金利算出の基準金利の基準日が平成15年7月4日となっておりますが、これは入札提出書類の受付期間より後になっております。提案書提出時に使用する基準金利の基準日を再度お示しください。	平成15年5月6日の基準金利を使用して下さい。
252	入札価格算出	4	3	2	1		1	実際にサービス対価として支払われる施設整備費相当額の割賦金利を算出する際の基準金利がいつの時点のものを利用するのか（「Telerate17143ページに掲載されているTSR6MLIBOR（円/円）ベースの10YSWAPレート」までは規定がありますが、日付がない）についての規定が欠落しているように見受けられます。これは落札後協議という形になるのでしょうか。それともお示し頂けるのでしょうか。もし、お示し頂けるのであれば、引渡し時点で金利を決定する形にすべきと考えます。（事業契約締結あるいは融資契約締結時点等にすると、先渡金利を利用するなど、調達コストが上昇し、全体のコストが上昇してしまうため）	提案提出にあたっての基準金利の基準日は平成15年5月6日の基準金利を使用して下さい。割賦金利の決定時期は落札者決定日です。なお、割賦金利の決定時期については現行の国の会計及び予算等の法制度、運用に関する規定その他の枠組みの中で基準金利の確定をなるべく引渡日に近い日に設定したものです。
253	入札価格算出	4	3	2	1		1	施設整備費の支払期間は12（13）年間と規定されているにもかかわらず、基準金利が10年もののスワップレートとなっております。資金提供者にとっては、10年から12（13）年までのイールドカーブの変化もリスク要因となるため、スプレッド等に転嫁し、結局は全体のコスト上昇あるいは過度なリスク負担を強いられることになってしまいます。当初の基準金利を10年スワップレートとし、10年後に2（3）年スワップレートを採用するという方法に変更するか、12（13）年より長い15年スワップレートを基準金利として採用する方法に変更すべきと考えますが、いかがでしょうか。	平成15年5月6日午前10時に東京スワップレファレンスレートとしてTelerate17143ページに掲載されている6ヶ月LIBORベースの（円/円）金利スワップレートの内、応募者が適切と考える期間のレートを御使用して下さい。応募者が提案したレートの期間については提案審査の対象とはしません。
254	入札価格算出	4	3	2	1		1	「提案提出時に使用する基準金利の基準日は平成15年7月4日」とありますが、「基準金利の決定日が平成15年7月4日」との趣旨と思われま。提案提出時の基準金利の基準日をご教授いただきたくよろしくお願い致します。	平成15年5月6日の基準金利を使用して下さい。
255	入札価格算出	4	3	2			2	維持管理業務には、業務開始前に人員の雇用、事前研修等の費用が発生します。これらの費用について、事業開始後の維持管理費とは別に大学側で別途負担することは可能でしょうか。	大学は、維持管理費相当分については、維持管理期間開始後、原則として平準化された金額を支払いますので別途支払うことは想定しておりません。
256	入札価格算出	4	3	2	1		1	『提案提出時に使用する基準金利の基準日は平成15年7月4日とする』とありますが、基準金利の基準日を提案書提出日以前の日にすることはできないでしょうか。	提案提出にあたっての基準金利の基準日は平成15年5月6日です。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案	
257	入札価格算出	4	4	2	1			サービス購入料の構成図におきまして、「その他費用」と記載されておりますが具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。	選定事業者の利益及び運営費、公租公課及び保険料等です（入札説明書資料B「2 サービス購入料の支払方法等（1） サービス購入料の構成」の表を参照）。	
258	入札価格算出	4	5	2	2		1	実際にお支払いいただく施設費相当にかかる消費税額を計算する際の消費税率は、施設引渡時点（＝売買時点）のものが適用されると理解して宜しいでしょうか。	その通りです。	
259	入札価格算出	4	5	2	2		ウ	1	入札金額については、契約金額から割賦金利を控除した金額の105分の100を記載することになっておりますが、実際に事業者を支払われる消費税については、支払金利も含めた割賦債権に消費税を加えたものが支払われると考えてよろしいでしょうか。	施設費相当に関する消費税等については、施設費相当に、施設引渡日の消費税率を乗じた金額を事業期間中均等に分けて支払い、割賦金利に対する消費税等は支払わないものとします。
260	入札価格算出	4	5	2	2		ウ	1	消費税相当額の支払については各回均等とあり、消費税が変動した場合の扱いについての規定がありません。消費税は、「最終的にそのサービスを楽しむものが負担する」ことが大前提ですので、その負担は大学が負うべきであると考えます。消費税が変動した場合はその利率に応じて支払うといった規定を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。	施設費相当に対する消費税相当額は、施設費相当に施設引渡日の消費税率を乗じたものとします。大学はこの額を事業期間中均等に分けて支払います。よって、消費税率は施設引渡日で確定し、事業期間中に消費税率が変動した場合でも大学が支払う消費税相当額は改定されません。
261	入札価格算出	4	5	2	2		ウ		『大学は・・・施設費相当の100分の5に相当する金額（消費税等相当額）につき、・・・支払うものとする。』とありますが、消費税率が変更された場合、変更後の消費税率を掛けた金額を支払うものと考えて宜しいでしょうか。	施設費相当に対する消費税相当額は、施設費相当に施設引渡日の消費税率を乗じたものとします。大学はこの額を事業期間中均等に分けて支払います。よって、消費税率は施設引渡日で確定し、事業期間中に消費税率が変動した場合でも大学が支払う消費税相当額は改定されません。
262	入札価格算出	4	5		2		ウ		元利均等払いの場合、割賦原価が変動するため、それに係る消費税については各回均等とはならないと思われませんが、そのような理解でよろしいでしょうか。	施設費相当に関する消費税等については、施設費相当に、施設引渡日の消費税率を乗じた金額を事業期間中均等に分けて支払い、割賦金利に対する消費税等は支払わないものとします。
263	入札価格算出	4	8	2	3		1	提案提出時に使用する基準日の基準金利と施設引渡日の基準金利に差が生じた場合、この差に応じて施設整備費相当を改定することはご検討頂けませんでしょうか。建設期間中の基準金利変動リスクを事業者が負担することはサービス購入料の上昇につながってしまいます。	提案提出日の基準金利と落札者決定日の基準金利に差が生じた場合、これに応じて施設建設費相当を改定するものとします。なお、割賦金利の決定時期については現行の国の会計及び予算等の法制度、運用に関する規定その他の枠組みの中で基準金利の確定をなるべく引渡日に近い日に設定したものです。	

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
264	入札価格算出	4	8		3		1	基準金利確定時につきまして、落札者決定日という理解でよろしいでしょうか。その場合、先スタートのスワップコストがかかる可能性があります。このコストは現時点では算定できず、事業者にとっては資金調達上のリスクとして残り、大学としましても負担額が増加することになりますので、基準金利の確定時期につきまして、再考願えないでしょうか。	割賦金利の決定時期については現行の国の会計及び予算等の法制度、運用に関する規定その他の枠組みの中で基準金利の確定をなるべく引渡日に近い日に設定したものです。
265	落札者決定基準	5	7	5	2			基礎審査において“負債と出資金の比率の妥当性”、“出資者の構成・出資比率等の妥当性”、“出資者への遡及・金利・返済条件等の妥当性”を審査することですが、各々につきまして、何をもちて妥当と判断するのかご教示いただけますでしょうか。	事業者が事業を実施するにあたってリスク等を適切に管理できること等を審査の基準とします。
266	落札者決定基準	5	8	5	2			設計要求水準・駐車場の項目において、駐車場は「13台設置していること」との記載がありますが、要求水準書（p. 26）においては「11台設置する」となっています。どちらを正と考えれば宜しいでしょうか。	11台を正とします。
267	落札者決定基準	5	10	5	3			審査項目・基準に関する表の中で“重点項目”という欄があり、同欄に○が付されている項目と付されていない項目があります。審査の際、両項目の取扱いにどのような相違が出てくるのでしょうか。（配点が異なる等）	「配点」は「評価項目」ごとに定めていますが、「評価項目」が複数の「評価の視点」で構成されている場合などにおいて、審査にあたって重点を置く「評価の視点」に「○」をつけています。ただし、具体的な傾斜配点等の内訳は決めていません。
268	落札者決定基準	5	10	5	3			定量的審査（加点項目）において、重点項目に○印がございますが、傾斜配点等の内訳等がございますでしょうか。	「配点」は「評価項目」ごとに定めていますが、「評価項目」が複数の「評価の視点」で構成されている場合などにおいて、審査にあたって重点を置く「評価の視点」に「○」をつけています。ただし、具体的な傾斜配点等の内訳は決めていません。
269	契約書案	6	3					「国立大学が法人化された場合は、この事業契約書（案）の発注者の名義を変更する予定である」とありますが、変更後の発注者について決まっているのであれば公表して頂けないでしょうか。	大学の独立行政法人化については別紙をご参照下さい。
270	契約書案	6	3					発注者欄に「*平成14年6月25日の閣議決定に基づき国立大学が法人化された場合は、この事業契約書（案）の発注者の名義を変更する予定である。」との記載がありますが、その場合に、サービスの対価の支払いを含む事業契約に基づく大学の権利義務がどのように承継され法的に担保されるかについてのご説明をお願いします。	大学の独立行政法人化については別紙をご参照下さい。
271	契約書案	6	3					大学の独立行政法人化の場合には「この事業契約書（案）の発注者の名義を変更する予定」とありますが、これは同契約書上の発注者としての地位を国（文部科学省）から当該独立行政法人に承継させるという趣旨でしょうか（契約上の地位承継には契約相手方たる事業者の承諾が必要になるものと理解しております）。また、そのような地位承継が行われる場合には、地位承継後に同契約上独立行政法人が負うこととなる義務を国（文部科学省）が連帯して負うのでしょうか。	大学の独立行政法人化については別紙をご参照下さい。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	項目	質問内容	回答案
272	契約書案	6	4	1					「維持管理業務」として、警備業務が含まれておりますが、サービス購入料の構成及び審査項目には含まれておりません。他要項との整合性につき、ご説明いただけませんか。	警備業務を含む形で入札説明書等を改定します。詳細は別添入札説明書等をご参照下さい。
273	契約書案	6	4	1					(4)号の「維持管理業務」が、入札説明書の3ページの業務と異なりますが、どちらが正しいのでしょうか。入札説明書の「c外構施設保守管理業務」及び「e植栽処理業務」と、事業契約書の「④植栽・外構維持管理業務」は、どのように異なるのでしょうか。また、入札説明書には、事業契約書で規定されている「⑤警備業務」は記載されていませんが、どちらが正しいのでしょうか。	警備業務を含む形で契約書案を、「外交使節保守管理業務」と「植栽処理業務」は「植栽・外構維持管理業務」とする形で入札説明書等を改定します。詳細は別添入札説明書等をご参照下さい。
274	契約書案	6	5	1					(21)号の「入札説明書」の定義には、「第1回及び第2回の質問回答書及びその添付資料を含む。」と規定されていますが、入札説明書では「入札説明書等に関する質問」は1回行われる予定とされています。どちらが正しいのでしょうか。	入札説明書等に対する質問回答は1回しか行われられない予定です。定義の第21号を修正します。
275	契約書案	6	6	7					事業者はPFI法に基づき国から財政上・金融上の支援を求めることができますが、大学は事業者が当該支援を受けることができるよう努めるとありますが、当該支援は具体的にはどのようなものなのでしょうか。仮に大学の努力の結果事業者が当該支援を受けることができなかつた場合大学は何らかの責任を負うのでしょうか。また、大学の努力の結果事業者が受けることができることになった支援の条件が事業者にとって好ましくない場合、事業者は当該支援を受けることを見合わせることもできるのでしょうか。	大学の協力は副次的なものであり、大学は事業者が当該支援を受けなかつたことについて責任を負うものではありません。また、事業者は、事業契約の規定に従う場合以外に、事業契約を解約することは出来ません。
276	契約書案	6	7	8					第8条第4項として以下の追加をご検討いただけますか。4 本件事業に関する許認可の取得及び届出等が遅延し、当該遅延が大学の責めに帰すべき場合は、大学が当該増加費用（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）を負担する。	契約書案のとおりとします。本件施設の施設整備については、事業者が責任をもって行うものであり、大学は必要に応じて協力するに過ぎません。よって、ご提案のような規定は必要ないと考えます。
277	契約書案	6	7	8					大学が許認可の取得・届出を行うのは具体的にどのような場合でしょうか。	現在のところ、特に想定してません。
278	契約書案	6	7	9					設計の進捗状況を定期的に大学と打ち合わせるとありますが、「定期的」とはどの程度を想定されていますか。	大学と事業者との協議により定めます。
279	契約書案	6	7	11					第11条第1項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。「大学は合理的な理由なく、基本設計図書の承諾を留保又は遅延しない。」	大学としても本件施設の予定スケジュールどおりの完工に重大な関心を有しており、大学が合理的な理由もなく図面の承諾を遅らせることはまったく想定できません。ご質問のような規定を設ける必要はないと考えています。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
280	契約書案	6	8	11				「又は提出された基本設計図書では本契約、入札説明書等、要求水準書及び応募者提案等において要求される仕様を満たさないと判断する場合には」については、基本設計図書の段階で合理性をもってこのような判断がなされるかどうか疑問があります。「基本設計図書が、本契約、入札説明書等、要求水準書、若しくは応募者提案等に従っているかどうか」のみを大学側の判断事項としていただきたいと考えますので、ご検討いただけますか。	契約書案の通りとします。
281	契約書案	6	8	11				『事業者は、基本設計図書について大学から承諾を得た後・・・』とありますが、承諾期間をどの程度考えればよろしいでしょうか。また、大学からの承認が遅延したことが原因で事業スケジュールが遅延したような場合には、事業者の債務不履行責任や増加費用負担責任は免責されると考えてよろしいでしょうか。本項の他にも、大学からの承諾や確認を条件として事業者が次の段階の業務に進む旨の規定（第12条第1項・第2項、第13条第4項、第45条第1項等）がありますが、それらについてもご回答お願いいたします。	大学の承諾期間については、大学と事業者との設計に関する打ち合わせのなかで、具体的な日数等を定めて下さい。事業者は、協議により定められた、承諾のための日数を考慮して、全体の設計スケジュールを定めて下さい。
282	契約書案	6	8	12				第12条第1項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。「大学は合理的な理由なく、実施設計図書の承諾を留保又は遅延しない。」	本件施設の予定通りの竣工が出来なくて困るのは大学であり、大学が合理的な理由もなく図面の承諾を遅らせることはまったく想定できません。
283	契約書案	6	8	12				〔工事費概算書及び建設工事日程表〕の〔 〕はどのような意味でしょうか。	〔 〕は削除します。
284	契約書案	6	8	13				設計変更により生じた増加費用の支払いスケジュールについてご教授ください。	ご質問の増加費用のうち施設整備に関するものについては、本件施設の設計建設費に組み込まれると考えます。維持管理費に影響を与えるものについては、維持管理費相当の金額の調整によります。
285	契約書案	6	8	13				「追加的な費用」につき以下の変更をご検討いただけますか。追加的な費用（設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理業務に係る追加費用、本件事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含むがこれらに限られない。）	契約書案の通りとします。なお、第13条2項の括弧内の記載は、「（（前略）これに限られない。）」というものであり、文字とおり、そこに例示されているものに限られません。
286	契約書案	6	8	13				第13条第2項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。また、前項の規定に従い事業者が設計変更を行う場合、大学は、当該変更に伴う工期の変更（本件施設の引渡し日の変更を含む。）を承諾し、設計変更により事業者が生ずる追加的な費用に加えて、工期の変更により事業者が生ずる追加的な費用（設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理業務に係る追加費用、本件事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含むがこれらに限られない。）を負担するものとする。	契約書案の通りとします。なお、第13条2項の括弧内の記載は、「（（前略）これに限られない。）」というものであり、文字とおり、そこに例示されているものに限られません。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
287	契約書案	6	8	13				「本件土地の瑕疵」について以下の変更をご検討いただけますか。本件土地の瑕疵（本件土地の地中に存する建物等の基礎及び杭等により本施設の建設を行うことが困難となった場合を含む。）	大学が公表し、または入札手続に応募者に配布した資料によってはあらかじめ予想することが出来なかった地中埋蔵物が発見された場合については、「本件土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見等」に含まれます。
288	契約書案	6	8	13				事業者が大学の承諾を得て設計変更を行う場合、事業者に追加的費用が発生してもサービス対価を変更しないが、費用の減少が生じたときにはサービス対価の支払額を減額すると規定されています。いずれの場合もサービス対価の調整は行わないとされるべきではないでしょうか。	契約書案の通りとします。
289	契約書案	6	8	13				大学側提示の本件土地に関する調査資料に明示されていない土地の瑕疵等を原因として事業者が設計変更を行う必要がある場合には大学に対し「変更の承諾を求めることができる」とありますが、そのような変更は承諾されるものと考えて宜しいでしょうか。（大学側の資料の不備による設計変更であるため、必ず承諾がなされるものと考えます）	ご理解の通りです。ただし、変更内容については協議によるものと考えています。
290	契約書案	6	8	13				法令変更又は不可抗力により設計変更が必要となった場合には同条第1項の規定を準用するとありますが、同条第1項は大学が事業者に対し設計変更を求める場合を想定しています。法令変更・不可抗力の場合に、事業者が大学に対し設計変更を求めることはできないのでしょうか。	法令変更、不可抗力の場合には、第59条により、設計の変更等の協議を行うこととなります。
291	契約書案	6	8	13				施設の設計変更によって、貴大学が費用を負担される場合、その負担方法は、サービス購入料の増額となるという理解で宜しいでしょうか。	お考えの通りです。
292	契約書案	6	10	18				大学による本件土地の引渡し義務に係る規定が必要と考えますので、第18条第1項につき以下の変更をご検討願います。1 大学は、事業者による本件施設の建設工事の着工までに、事業者に対して国有財産使用許可書を発行し、本件土地を事業者に引き渡すものとする。事業者は、本件施設の建設工事の実施のために本件土地を使用するものとし、この場合の本件土地の使用は無償とする。	契約書案の通りとします。大学は事業者に対して土地の使用を許可するだけで、引き渡すことはありません。
293	契約書案	6	10	18				事業者は着工までに大学から本件土地の使用許可を受けるとありますが、事業者が適時に申請したにもかかわらず使用許可が遅延し、それが原因で工期や引渡時期等に遅延が生じたような場合には、事業者は債務不履行責任や増加費用負担責任を負わないと考えてよろしいでしょうか。	事業者が適時に申請した場合に使用許可が遅延することは想定していません。事業契約書案のとおりとします。
294	契約書案	6	10	19				「損害」について以下の変更をご検討いただけますか。損害（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用負担を含む。）	契約書案の通りとします。
295	契約書案	6	10	19				大学が実施した地質調査の誤謬等から発生する損害は、大学が負担いただける旨記載されておりますが、発生時にお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	そのような損害は施設整備費相当分に組み込まれます。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
296	契約書案	6	10	19				「事業者がこれを負担するものとする」は「合理的な範囲で事業者がこれを負担するものとする」に変更していただけますか。	契約書案の通りとします。不合理なものを大学が負担することはありません。
297	契約書案	6	10	19				大学・事業者間の測量及び各種調査の分担についてご教示ください。	大学は、要求水準書及びその資料で示したものの以外の測量及び各種調査は行ないません。
298	契約書案	6	10	19				大学が行った地質調査の誤謬等から発生する損害は合理的な範囲で大学負担とありますが、ここでいう「合理的な範囲」の判断基準は具体的にどのようなものでしょうか。	建設工事における慣行その他社会通念により判断します。
299	契約書案	6	10	20				「事業計画の変更を承諾する。」につき以下の変更をご検討いただけますか。事業計画の変更を承諾するとともに、当該変更に伴う追加費用（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）の負担を承諾する。	事業者は、事業計画の変更の承諾を受けた場合、設計図書の変更については設計変更の、スケジュールの変更については工期の変更の、それぞれの規定に従った変更を行うこととなります。従って、費用負担もそれぞれの規定に従うこととなります。
300	契約書案	6	10	20				事業者は近隣住民に対し事業計画及び工事実施計画の説明を行い、了解を得るよう努めなければならないとありますが、近隣説明の必要がある範囲についてご説明をお願いします	本件事業場所及びその近隣における建設工事の実務慣行並びに京都市の建設工事指導要項等を参考に、事業者が合理的に定めてください。
301	契約書案	6	11	20				「費用増加」について以下の変更をご検討いただけますか。費用増加（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用負担を含む。）	契約書案の通りとします。なお、第20条7項の括弧内の記載は、「（（前略）も含む。）」というものであり、そこに例示されているものに限りません。
302	契約書案	6	11	20				大学が設定した条件に直接起因する近隣対策等にかかる費用は大学が負担いただける旨記載されておりますが、本支払いについては大学が直接ご対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	費用の性質によります。大学が直接負担できるものもあれば、事業者に設計変更等を依頼する場合には、サービス購入費の変更による場合も考えられます。
303	契約書案	6	11	20				第20条第8項として以下の追加をご検討いただけますか。8 大学は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力するとともに、自己の責任及び費用負担において、近隣調整を行うものとする。	契約書案の通りとします。ご質問のような規定がないからといって、大学が必要と認める場合に、その費用及び責任で近隣対応できないという趣旨ではありません。
304	契約書案	6	11	20				近隣調整の結果竣工の遅延が見込まれる場合には大学・事業者の協議により竣工予定日の変更が可能とありますが、そのような協議がまとまらない場合にはどのような扱いになるのでしょうか。	そのような場合、しゅん工予定日の変更が出来ません。ただし、第34条により工期の変更が出来る場合があります。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	項目	質問内容	回答案
305	契約書案	6	11	21					「施工上密接に関連する工事や備品等の業務」の発注者は大学であること、関連工事の調整は通常は発注者の責任とされていることから、「施工上密接に関連する工事や備品等の業務」に係るスケジュール調整は大学に行っていただくべきものと考えますので、第21条につき以下の変更をご検討いただけますか。第21条（スケジュール調整）1 大学は、施工上密接に関連する工事や備品等の業務に係るスケジュール調整を行う。事業者は、大学による当該スケジュール調整について可能な限り協力するものとする。2 前項のスケジュール調整の実施は大学の責任及び費用負担で実施することとし、またかかる調整による工期及び工程の変更等によって生じた増加費用（本件事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）は大学の負担とする。	契約書案の通りとします。本件施設の建設工事は事業者の責任と費用をもって行われるので、事業者が責任をもって他の工事との調整を行ってください。
306	契約書案	6	11	25					事業者は大学に対し工事施行管理状況を定期的に報告する旨規定されていますが、「定期的」とは具体的にどの程度を想定されているのでしょうか。	大学と事業者との協議により定めます。
307	契約書案	6	12	25					第25条第2項につき以下の変更をご検討いただけますか。大学は、事業者が事前に通知した上で、必要に応じて工事管理の状況の確認を行うことができる。ただし、大学は、工事工程に影響を生じさせないものとする。	契約書案の通りとします。事業者は、事前に、大学が行う建設中のモニタリングについて大学とよく打ち合わせ、工事工程に支障がないようなスケジュールを立ててください。
308	契約書案	6	12	26					「判断した場合」は「判明した場合」へ変更していただけますか。	契約書案の通りとします。
309	契約書案	6	12	26					第26条第4項の第2文につき以下の変更をご検討いただけますか。大学は、事業者が事前に通知した上で、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。	契約書案の通りとします。なお、大学は、事業者の工事現場の管理の必要性については配慮します。
310	契約書案	6	12	26					「大学は、立会い・確認を理由として、本件事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担しない」とされていますが、同じ京都大学の（南部）研究所では、「本件工事の立会いを理由として、大学は、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。」とされています。大学は、工事立会い等を理由として、サービス対価の支払責任まで負担しないという意味ではなく、施設の瑕疵担保責任を負担しないという趣旨と推察いたしますので、その旨明確に規定していただけないでしょうか。	契約書案の通りとします。なお、ご指摘の規定について、大学がサービス対価の支払責任まで負担しない趣旨ではないことはご質問のとおりです。
311	契約書案	6	12	26					事業者は工期中に行う検査・試験のうち主要なものにつき大学に対する報告義務を負う旨規定されていますが、「主要なもの」とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	大学と事業者との協議により定めます。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	項目	質問内容	回答案
312	契約書案	6	12	27					「大学は、立会の実施を理由として、本件事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担しない」とされていますが、同じ京都大学の（南部）研究所では、「本件工事の立会を理由として、大学は、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担するものではない。」とされています。大学は、工事立会等を理由として、サービス対価の支払責任まで負担しないという意味ではなく、施設の瑕疵担保責任を負担しないという趣旨と推察いたしますので、その旨明確に規定していただけないでしょうか。	契約書案の通りとします。
313	契約書案	6	12	29					「第28条」は「第27条」が正と理解してよいでしょうか。	ご質問の通りです。
314	契約書案	6	12	29					「完成検査の終了後」を「完成検査の終了後7日以内に」へ変更いただけますか。	契約書案の通りとします。事業者は、施設の完成検査から引き渡しまでのスケジュールについて、事前に大学と十分打ち合わせ、遅延が生じないようなスケジュールを立ててください。
315	契約書案	6	12	29					第29条第1項第3号につき以下の変更をご検討いただけますか。(3) 機器備品等の試運転等は、大学による完成確認前に事業者が実施し、その報告書を大学に提出し、大学は、事業者事前に通知した上で、試運転等には立ち会うことができる。施設等の試稼動等は、事業者の責任及び費用において行う。	契約書案の通りとします。なお、事業者は、施設の完成検査から引き渡しまでのスケジュールについて、事前に大学と十分打ち合わせ、遅延が生じないようなスケジュールを立ててください。
316	契約書案	6	13	32					第32条2項 大学は、しゅん功確認を行ったことを理由として、本件事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担しない」とされていますが、同じ京都大学の（南部）研究所では、「大学による完工確認通知書の交付を理由として、大学は、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担するものではない。」とされています。大学は、しゅん功確認を理由として、サービス対価の支払責任まで負担しないという意味ではなく、施設の瑕疵担保責任を負担しないという趣旨と推察いたしますので、その旨明確に規定していただけないでしょうか。	契約書案の通りとします。第32条の「本事業の実施」にはサービス購入費の支払いは含まれません
317	契約書案	6	13	34					工期の変更に関する規定については変更の原因毎に整理して定める必要があると考えますので、以下の変更をご検討願います。（工期の変更）第34条 大学が事業者に対して工期の変更を請求した場合、大学と事業者は協議により工期を変更することができるものとする。2 事業者の責めに帰すことのできない事由（法令変更及び不可抗力を含む。）により事業者が大学に工期の変更を請求した場合には、大学と事業者は協議により工期を変更するものとする。3 前各項により工期が変更され本施設の引渡予定日が変更された場合でも、第55条第1項に規定する本契約の期間満了日は変更されないものとする。4 法令変更事由又は不可抗力事由が原因で工期の変更が請求された場合には、第60条の規定は適用しない。5 本条の工期及び引渡予定日の変更は、総合研究棟Ⅴと福利・保険棟で個別に行うものとする。	契約書案の通りとします。工期の変更については、理由はどうあれ、必要なものは認めなければなりません。工期の変更に伴う増加費用等については、第36条に記載のとおり、原因者負担を原則としています。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
318	契約書案	6	13	34				「ただし、引渡日が変更された場合でも第55条第1項に規定する本契約の期間満了日は変更されない」と規定されていますが、実際の引渡日が当初の引渡予定日より後日に延長された場合の、割賦代金額の変更方法と支払方法について規定する必要があるのではないのでしょうか。仮に、大学の帰責事由により、当初の引渡日より6ヵ月後に実際の引渡が行われた場合、第1回目の割賦代金は第2回目の支払日に併せて2回分支払われるのでしょうか。それとも、割賦元本と割賦金利を残事業期間の元利均等払いで、6ヵ月毎の残回数で支払われるのでしょうか。	後日回答致します。
319	契約書案	6	13	34				工期変更の協議が整わない場合に大学が「合理的な工期」を定めることができる旨規定されていますが、ここでいう「合理的」の判断基準は具体的にどのようなものを想定されていますか。	工期を変更されざるを得なくなった原因、工事現場の状況、資材の調達状況、残っている工事の内容等から、大学が定める標準工期に照らし、大学が判断します。
320	契約書案	6	13	34				工期変更の場合に引渡予定日を「変更することができる」とありますが、「変更することができる」主体は大学でしょうか、それとも事業者でしょうか。	第34条第2項は第1項を受けていますので、「変更することができる」主体は大学です。
321	契約書案	6	13					「事業者は、総合研究棟Ⅴについては引渡予定日（総合研究棟Ⅴ）までに、福利・保健管理棟については引渡予定日（総合研究棟Ⅴ）までに、それぞれの施設の維持管理に必要な人員を確保し、かつ、維持管理に必要な訓練、研修等を行うものとする。」とありますが、引渡し前に発生する費用を大学側で負担することはできませんでしょうか。（第1回目の収入時に合算して請求等）	契約書案の通りとします。大学は、維持管理費相当分については、維持管理期間開始後、原則として平準化された金額を支払います。
322	契約書案	6	14	34				不可抗力で工期が変更になった場合、第60条の規定が適用されない理由をご教示下さい。	第35条は第59条の特則という位置付けだからです。
323	契約書案	6	14	35				①「一切の増加費用」について以下の変更をご検討いただけますか。一切の費用（本件事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）	契約書案の通りとします。
324	契約書案	6	14	35				第35条第3項につき以下の変更をご検討いただけますか。3 不可抗力又は法令変更に基づき、大学が建設工事の一時中止を命じた場合には、第59条の規定は適用しないものとし、第1項及び第2項に従うものとする。	第35条3項の「第60条」は「第59条」に修正します。
325	契約書案	6	14	35				事業者が損害を及ぼした場合に、大学は「合理的費用」を負担すると規定されていますが、当該中止は、事業者の帰責事由以外を原因とするものであるため、「合理的費用」のみならず事業者が被る全ての損害（遺失利益を含む）が補償されるべきではないのでしょうか。	契約書案の通りとします。
326	契約書案	6	14	35				不可抗力で工事の中止が命じられた場合に、第60条の規定が適用されない理由をご教示下さい。	第334条は第59条の特則という位置付けだからです。
327	契約書案	6	14	35				大学が事業者が事業を一時中止させた場合に、大学は工期・引渡予定日を変更することができると思いますが、そのような変更は承諾されるものと考えて宜しいでしょうか。（大学側の責めによる工事の中止である以上、必ず工期延長・引渡予定日延期は認められるものと考えます。）	お考えの通りです。ただし、変更内容については協議が必要と考えています。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
328	契約書案	6	14	36				①第36条第1号の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。この場合、本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用の負担が含まれるものとする。②不可抗力又は法令変更が原因で工事が中止され工期が変更された場合の費用は大学の負担としていただきたく、第3号を以下のとおり変更していただけますか。③ 不可抗力又は法令変更による場合は、大学が負担する。この場合、本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用の負担が含まれるものとする。	第36条1号又は第3号で大学が負担すべき増加費用及び追加費用は、いずれも合理的な範囲に限ります。この変更以外、契約書案の通りとします。
329	契約書案	6	14	36				本条の規定に基づき大学が増分費用を負担いただく場合、発生時にお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	費用の性質により、設計・建設費に含める場合もあれば、維持管理料相当分に含まれる場合も考えられないわけではなく、一概にはお答えできません。
330	契約書案	6	15	40				①「事業者の責めに帰すことのできない事由」につき以下の変更をご検討いただけますか。事業者の責めにきすことのできない事由（法令変更事由及び不可抗力事由を含む。）②「合理的な追加費用」につき以下の変更をご検討いただけますか。合理的な追加費用（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）	契約書案の通りとします。
331	契約書案	6	15	40				第40条第3項につき以下の変更をご検討いただけますか。3 不可抗力又は法令変更により、第1項が適用となる場合には、第59条の規定は適用されないものとする。	第40条3項の「第60条」は「第59条」に修正します。
332	契約書案	6	15	40				「合理的な増加費用」とありますが、その合理性の判断基準は具体的にどのようなものを想定されていますか。	建設工事における慣行その他社会通念により判断します。
333	契約書案	6	16	41				「1年以内」を「6ヶ月以内」に変更していただけますか。	契約書案の通りとします。
334	契約書案	6	16	42				業務要求水準書の変更については、大学の要求、法令変更及び不可抗力による場合には、変更に伴う事業者の追加費用は大学の負担とされるべきと考えますので、この趣旨を反映した条文へ変更をご検討いただけますか。	要求水準書は、第59条の場合を除き、大学と事業者の合意によらなければ変更できません。従って、要求水準書を変更する場合には、大学と事業者が変更内容について協議を行うことが想定されますが、サービス購入費の変更についても、当該協議の中で話し合われることを想定しています。
335	契約書案	6	16	43				第43条第1項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。ただし、大学の要求、法令変更及び不可抗力その他事業者に帰責事由がない場合で業務要求水準書が変更されたことによる追加された消耗品に係る購入費用は大学の負担とする。	契約書案の通りとします。
336	契約書案	6	16	43				大学にてご負担いただく水光熱費につきましては、SPCを経由せず、ガス会社等に直接支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
337	契約書案	6	16	45				ここでいう「関係機関」は具体的にはどのような機関を指しているのでしょうか。ご教示願います。	警察、消防署等の行政機関を想定しています。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
338	契約書案	6	17	46				事業者は、自己の責任及び費用において、本件施設の維持管理に関して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するとありますが、これは事業計画及び工事実施計画の説明に併せて行っても良いという理解でよろしいでしょうか。	維持管理期間中の近隣対策についても、事業者がその実施の方法、内容等から、合理的に定めてください。
339	契約書案	6	17	46				本件施設の維持管理に関して合理的に要求される範囲の近隣対策につき事業者が責任を負う旨の規定がありますが、「合理的に要求される範囲」の判断基準は具体的にどのようなものを想定されていますか。	事業者の維持管理業務実施の方法、内容等から、社会通念に照らし判断します。
340	契約書案	6	17	46				「事業者は、自己の責任及び費用において、本件施設の維持管理に関して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとし～」とございますが、「合理的に要求される範囲」とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	第338番の回答をご参照ください。
341	契約書案	6	17	47				大学の責めに帰すべき事由、不可抗力及び法令変更による本件施設の修繕又は模様替えに係る責任は本件施設の所有者である大学が負担すべきであると考えます。従って、第47条第2項につき以下の変更をご検討いただけますか。2 大学の責めに帰すべき事由、不可抗力又は法令変更により事業者が本件施設の修繕又は模様替えを行った場合、大学はこれに要した一切の費用を負担するものとする。この場合、第59条の規定は適用しない。	契約書案の通りとします。法令変更や不可抗力で本件施設の修繕や模様替えが行われた場合で、要求水準書の変更が必要な場合には、第59条が適用になることがあります。
342	契約書案	6	17	47				責任範囲が明確でない場合事業者・大学で責任と負担を協議するとありますが、そのような協議がまとまらなかった場合の扱いはどのようになるのでしょうか。	第47条1項を「事業者は、本件施設の維持管理を行うにあたり修繕等が必要と判断した場合は、迅速に調査、診断等を行い、速やかに修繕等を実施する。」に変更します。
343	契約書案	6	17	48				「大学に対して提出するものとする。」を「作成日の翌々日までに大学に対して提出するものとする。」へ変更していただけますか。	第48条第2項を「大学に対して速やかに提出するものとする。」に変更します。
344	契約書案	6	17	49				「大学は立会の実施等を理由として本事業の実施の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない」とありますが、「大学は立会等を理由として、サービス対価の支払責任まで負担しない」という意味ではなく、「事業者が維持管理業務に関する責任を負担しない」という趣旨と推察いたしますので、その旨明確に規定していただけますでしょうか。	契約書案の通りとします。第49条の「本事業の実施」にはサービス購入費の支払いは含まれません。
345	契約書案	6	17	50				事業者の責めに帰すべき事由による第三者損害が事業者負担である旨の規定がありますが、事業者の責めに帰さない事由による第三者損害は大学の負担となるのでしょうか。	事業者の責めに帰さない事由による第三者損害のうち、大学が法律上責任を負担すべきものについては、ご理解の通りです。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
346	契約書案	6	17					維持管理開始が遅延した場合の規定がありませんので、第5章第1節に以下の追加をご検討いただけますか。（維持管理開始の遅延）第 条事業者の責めに帰すことのできない事由（不可抗力及び法令変更を含む。）により本件施設の維持管理の開始が引渡しの翌日より遅れた場合、大学は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な追加費用（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）に相当する金額を、事業者に対して支払うものとする。この場合、第59条の規定は適用されないものとする。2 本件施設の維持管理の開始が引渡しの日の翌日より遅れた場合において事業者に帰責事由がある場合には、事業者は大学に対し当該遅延に伴う合理的な増加費用を負担する。	契約書案の通りとします。事業者による維持管理業務は、施設が大学に引き渡されたときから実施される必要がありますが、適正に本件施設が大学に引き渡されたにも関わらず事業者の維持管理業務が開始されないという事態はきわめて想定しがたいので、特に維持管理業務の開始の遅延という規定を設けていません。万が一そのような事態が生じた場合には、第59条などの一般的な規定が適用されます。
347	契約書案	6	18	50				第50条第3項として以下の追加をお願いします。3 大学は、本件施設の維持管理に際して、大学の責めに帰すべき事由、不可抗力及び法令変更により、大学が被った損害又は第三者に与えた損害につき必要な費用を負担しなければならない。この場合、第59条の規定は適用しない。	契約書案の通りとします。法令変更により大学又は第三者が被害を被るとことは想定しがたく、また、不可抗力により第三者に損害が生じた場合、当該第三者は誰に対しても損害賠償を請求できないと考えられます。
348	契約書案	6	18	51				第51条第6項として以下の追加をお願いします。追加が認められない場合にはその理由をご教示願います。6 大学が独立行政法人となった場合においても、本事業における大学から事業者へのサービス購入費の支払いについては何ら影響はなく、国庫債務負担行為に基づき第1項ないし第4項に従って大学から事業者への支払いがなされるものとする。	大学の独立行政法人化については別紙の通りであり、当該別紙の内容を契約書の内容とすることはありません。
349	契約書案	6	18	53				「判断した場合」は「判明した場合」へ変更していただけますか。	契約書案の通りとします。
350	契約書案	6	19	56				第39条による本施設の引渡し前に、本件事業の実施の必要がなくなった又は本件土地の転用が必要となったことにより大学が本契約の解除を要求することは無いものと理解してよいでしょうか。	ご理解の通りです。
351	契約書案	6	19	56				大学による任意解除が原因で事業者に損害が生じた場合には、当該損害を賠償していただくことは可能でしょうか。	第56条により契約が解除された場合に、大学が62条4項に従い事業者が生じた損害を賠償するように事業契約書案を修正します。
352	契約書案	6	19	57				①第2号の「30日」を「3ヶ月」又は「60日」へ変更していただけますか。②第4号につき以下の猶予期間をいただけないでしょうか。(4) 事業者が、第49条の規定に従い作成する業務報告書に著しい虚偽記載を行い、大学が相当の期間を定めて事業者に催告したにもかかわらず、事業者から大学に対して大学が満足すべき合理的説明がなされな	契約書案の通りとします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
353	契約書案	6	19	58				第58条第2項として以下の追加をお願いします。2 大学が本契約に基づいて履行すべきサービス購入費その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、第77条第2項に従って計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。また、大学は遅延損害金に加えてサービス購入費その他の金銭の支払を遅延したことにより事業者が生じた追加費用（本事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）を事業者に支払うものとする。	契約書案の通りとします。大学が本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合の遅延損害金は第77条第2項に規定されています。
354	契約書案	6	19	59				第59条第1項の下から2行目の「大学及び事業者は、」を「大学及び事業者は、本契約に特に定める場合を除き、」へ変更していただけますか。	契約書案の通りとします。
355	契約書案	6	19	59				「この場合追加費用の負担は、別紙14及び別紙9に記載する負担割合によるものとする。」について、以下の変更をお願いします。この場合の追加費用の負担は、本契約に特に定める場合を除き、別紙14及び別紙9に記載する負担割合によるものとする。	契約書案の通りとします。
356	契約書案	6	20	59				「本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。」は「本契約に基づく本事業の継続につき協議するものとする。」に変更願います。	契約書案の通りとします。
357	契約書案	6	20	60				「原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合」とありますが、この社会通念上合理的であると認められる場合についての定義が曖昧です。具体的な事例をお示し下さい。	事業者により工事された部分のごく僅かで、当該既工事部分を利用して残りの工事を行うより、その部分を撤去して最初から施設の建設工事を行ったほうが権利関係が複雑にならず、全体としての費用上昇もごく僅かな場合です。
358	契約書案	6	20	60				「第57条による契約解除の場合には、大学による出来高部分の買い取りは大学の任意とする。」について、「第57条による契約解除の場合には、大学及び事業者は、出来高部分の買い取りについて協議するものとする。」への変更をご検討いただけますか。	契約書案の通りとします。
359	契約書案	6	20	60				大学が合格部分を買受ける場合に、買受代金と違約金との相殺による決済が可能とされる条件は、本事業に関する資金調達においてプロジェクトファイナンスの組成を妨げる要因となるため、大学は相殺権を有するが相殺の実行は事業者との協議のうえ決定する趣旨の条件としていただけないでしょうか。	契約書案の通りとします。大学は、民法に従い相殺できる権利を放棄しません。
360	契約書案	6	20	60				①「第62条第4項に規定する損害金」を「第62条第4項に規定する損害金その他の費用」へ変更願います（第62条第4項に関する質問をご参照願います）。②「分割払い」を「一括又は分割払い」へ変更していただけますか。	契約書案の通りとします。
361	契約書案	6	20	60				「前項の場合」を「前項の場合で本契約の解除が第57条に基づくときは」へ変更していただけますか。	第60条第5項の「前項の場合」を、「本契約の解除が第57条による場合で、前項により大学が本件土地の原状回復を請求する場合には」に変更します。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料No	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
362	契約書案	6	20	60				事業者の不履行による契約解除の場合につきましても、出来形部分につきましても必ず買取っていただけるようご再考していただけますでしょうか。	契約書案の通りとします。
363	契約書案	6	20	60				解除対象施設の引渡前に解除された場合の当該施設の出来形部分等の支払いスケジュールについて、ご教授ください。	大学と事業者の協議に基づいて決定されると考えています。
364	契約書案	6	20	60				解除対象施設の引渡前に本契約が解除された場合の分割支払いスケジュールは、従来の支払スケジュールとは異なったものでしょうか。	第107番の質問回答を参照してください。
365	契約書案	6	20	60				本条文は大学の債務不履行による契約解除に関する事なので出来高部分の最小限破壊したときの破壊費用、補修費用等は大学が負担するとの理解でよろしいでしょうか？	第60条により出来高検査は大学の費用負担で行うことになっていますので、破壊検査の費用は大学が負担します。
366	契約書案	6	20	60				利息は割賦金利と同じなのでしょうか？異なる場合はどのように算定するのか提示願います。	利息については、契約解除時の一般的な金利水準を勘案して大学と事業者が協議して定めることを想定しています。
367	契約書案	6	20	60				第62条第4項に規定する（大学の債務不履行による解除等の）損害補償金の総額を、支払い時点までの利息を付した分割払いにより事業者に対して支払うと規定されていますが、本項は大学の債務不履行による解除の場合であり、一括払いとされるべきではないでしょうか。事業契約が解除される場合は、プロジェクトファイナンスを供与する金融機関から融資金の一括返済を求められるため、分割払いではファイナンスを受けられなくなるおそれがあります。また、「支払い時点までの利息」は、契約上の「割賦金利」との理解でよろしいでしょうか。	損害金の支払いについては事業者と大学が協議により定めることとします。第61条第5項の「及び第62条4項に規定する損害金の総額」の部分を削除いたします。大学の債務不履行により第56条に従って本契約が解除された場合に、設計・建設費相当分の残額は第61条第5項に従い、解除前のスケジュールに従って支払われます。なお、第61条第4項及び第5項の「設計・建設費相当分」は、別紙11の「施設費相当」と同義です。
368	契約書案	6	20	60				事業者帰責による解除の場合には大学による出来高部分の買取は大学の任意とする旨規定されていますが、出来高部分の買取が拒否されるのは具体的にどのような場合でしょうか。また、出来高部分の買取が拒否された場合には同条第4項・第5項の原状回復に関する規定は適用されないものと考えてよろしいでしょうか。	そのような状況が生じた場合に、施設の建設状況、代替施設の有無、追加工事の可能性、追加工事に要する金額などから、具体的に判断します。現時点で一定の基準を示すことはできません。大学が出来高を買い取らない場合には、事業者は本件土地を原状に復す義務があります。
369	契約書案	6	20	60				『支払時点までの利息を付した分割払いにより』とありますが、『分割払い』とは当初のスケジュールどおりの支払いという意味でしょうか。	大学と事業者との協議により定めることを想定しています。ただし、当初の事業期間を超えることはありません。
370	契約書案	6	20	60				大学の請求により事業者は原状回復義務を負う旨規定されていますが、本件土地を更地に戻すことをもって当該原状回復義務を果たしたものとと考えてよろしいでしょうか。また、原状回復後、事業者は本件施設出来高部分の建材の所有権を有するものと考えてよろしいでしょうか。	原則として、地中埋設物等をすべて撤去することをもって原状回復義務を果たしたものと考えられます。
371	契約書案	6	20	61				「解除対象施設にかかるサービス購入費のうち設計・建設費相当分の残額」を「解除対象施設にかかるサービス購入費のうち設計・建設費相当分の残額にサービス購入費のうち当該解除の日までに実施した維持管理業務相当分の未払額を加算した額を」へ変更願います。	契約の中途解除などにより維持管理費相当の支払い対象期間が6ヶ月に満たない場合には、日割り計算により維持管理費相当を支払います。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
372	契約書案	6	20	61				解除対象施設の引渡し後に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合の大学が被った損害賠償については、第62条に規定されていることから、第61条第4項のただし書き以降については削除をご検討いただけますか。	契約書案の通りとします。
373	契約書案	6	20	61				不可抗力による解除の場合大学は事業者が維持管理業務を終了させるために要する費用を「相当の範囲内」で事業者を支払うとありますが、ここでいう「相当の範囲内」の判断基準はどのようなものを想定されていますか。	必要やむを得ざるもの、という趣旨です。
374	契約書案	6	21	61				第61条第5項の第1文の文頭に「第56条、第58条又は第59条の規定に基づき」を追加願います。	契約書案の通りとします。第61条4項が同条第5項の特則としての位置付けであることは、条文の文言から明らかです。
375	契約書案	6	21	61				「解除対象施設にかかる設計・建設費相当分の残額及び第62条第4項に規定する損害金の総額」を「解除対象施設にかかるサービス購入費のうち設計・建設費相当分の残額にサービス購入費のうち当該解除の日までに実施した維持管理業務相当分の未払額及び第62条第4項に規定する損害金その他の費用の総額を加算した額」へ変更願います。	契約書案の通りとします。なお、契約の中途解除などにより維持管理費相当の支払い対象期間が6ヶ月に満たない場合には、日割り計算により維持管理費相当を支払います。
376	契約書案	6	21	61				第61条第5項の第2文につき以下の変更をご検討いただけますか。第56条、第58条又は第59条の規定に基づき本契約が解除された場合、大学は、事業者が維持管理業務を終了させるために要する一切の費用を事業者に対して支払うものとする。	契約書案の通りとします。
377	契約書案	6	21	61				「大学は、事業者が維持管理業務を終了させるために要する費用について、相当な範囲で支払うものとする。」と規定されておりますが、その支払も当初のスケジュールに従って、金利を付して分割で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	第61条に基づく大学の事業者に対する費用補償の支払方法についても、大学と事業者が協議して定めることを想定しています。
378	契約書案	6	21	62				第58条（大学の債務不履行による解除等）により契約解除となった場合、解除により事業者が被った損害額を、事業者は大学からお支払いいただけることになっておりますが、第56条（大学による任意解除）による契約解除の場合にも、同様に事業者の被った損害額をお支払いいただけないのでしょうか。	第56条による解除の場合も、大学は事業者が被った損害を賠償します。このため、第62条4項を「第56条又は第58条の規定により（後略）」と訂正します（下線部を挿入）。
379	契約書案	6	21	62				第58条の規定により事業契約が解除された場合の損害額の規定ですが、事業契約が解除された後も損害が発生する可能性があります。「事業者が被った損害額」という規定を「事業者が被る損害額」という形に変更して下さい。	第64条4項の場合、大学は事業者に生じた、相当因果関係の範囲内にある損害を賠償します。
380	契約書案	6	21	62				「10分の2」を「10分の1」に変更していただけますか。	契約書案の通りとします。
381	契約書案	6	21	62				第62条に規定する金額は予定損害賠償金と理解させていただきたく、第3項の削除をご検討いただけますか。第3項の削除が認められない場合、第3項を以下のとおり変更していただくことをご検討いただけますか。3 事業者は、第57条各項に基づく解除に起因して大学が被った損害額が第1項の損害賠償額を上回るときは、その差額につき合理的な範囲で負担するものとし、負担金額及び支払方法について大学と協議するものとする。	契約書案の通りとします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
382	契約書案	6	21	62				第4項を以下のとおり変更願います。4 第56条、第58条又は第59条の規定により本契約の一部又は全部が解除された場合、大学は、かかる解除により事業者が被った損害及び事業者が生じた追加費用（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）を事業者に支払うものとする。	契約書案の通りとします。第58条の規定により本契約が解除された場合には、大学は事業者が被った相当因果関係にある損害を賠償します。
383	契約書案	6	21	62				解除により事業者が被った損害額を事業者に対して支払わないといけません。この損害には遺失利益は含まれるとの理解でよろしいでしょうか？ 相当因果関係の範囲の損害とされる場合には信頼利益だけでなく履行利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	相当因果関係の範囲については、民法第416条の解釈と同様です。
384	契約書案	6	21	62				「事業者が被った損害を事業者に対して支払わねばならない」とされていますが、「大学は」という主語を明確に記載していただけないでしょうか。また、第56条に基づく大学の任意解除時には、第62条第4項が適用され、大学が事業者の被る損害を賠償すべきかと存じますので、第62条第4項を「第56条又は第58条の規定により、～」としていただけないでしょうか。	前半の質問については契約書案の通りとします。第62条第4項は、大学が支払いの主体であることが明らかです。後半の質問については、第56条による解除の場合に第62条4項により大学が損害賠償すべきことが明らかになるよう契約書案を修正します。
385	契約書案	6	21	63				第63条に以下の追加をご検討いただけますか。ただし、本契約の一部又は全部が第56条、第58条又は第59条により解除された場合には、解除対象施設又はその出来形部分の保全措置に必要な費用は大学が負担するものとする。	契約書案の通りとします。なお、第58条による解除の場合には、第63条に基づく保全措置の費用は、大学が事業者に対して負う損害賠償義務の範囲に含まれることがあります。
386	契約書案	6	22	65				BT0方式のPF1事業では必ず問題となることですが、本件の施設引渡し時点で不動産取得税が発生した場合は事業者が負担することとなっております。（消費税以外は負担しないとあります）もし、不動産取得税が課税されることとなると、事業者にとって過大な負担となりますので、不動産取得税が課税された場合は大学側が負担する旨の規定を盛り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。	不動産取得税は非課税扱いです。ただし、事業者と建設業者間で締結される建設工事請負契約及び約款において別紙に示す追加条項、追加条文が規定されていることが条件です。なお、本件に関しては必要に応じて京都府税事務所又は総務省自治税務局都道府県税課にお問合せ下さい。
387	契約書案	6	22	65				ただし書きについて、本件事業に直接影響を及ぼす法令変更及び消費税に関する法令変更による場合は大学の負担とされるべきと考えますので、この趣旨を明記した変更をご検討いただけますか。	契約書案の通りとします。
388	契約書案	6	22	65				本件事業において事業者は本件施設に係る不動産所得税を負担する義務が生じますか。	第386番の回答をご参照ください
389	契約書案	6	22	71				事業者は大学に対し本件施設の内容を公表することを許諾する旨規定されていますが、この規定は事業者が本件施設及びその設計図書等にかかる著作権を保有することを前提としたものと考えてさしつかえはないでしょうか。	設計図書等について事業者も著作権を有することは、ご理解の通りです。設計図書等についても、大学は自由に使用できる旨契約書案を修正します。
390	契約書案	6	23	75				第75条第3項として以下の追加をご検討いただけますか。3 大学は、事業者に対し資金提供を行う金融機関等から事業者が第1項に該当する担保権の設定又は第2項に該当する契約上の地位の譲渡予約その他の担保権設定を要求された場合には、合理的な理由なく承諾を留保しないものとする。	契約書案の通りとします。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
391	契約書案	6	23	75				事業SPCが資金調達をする上で、大学に対して有する債権等に対し金融機関が質権その他の担保を設定する場合には、ご承諾いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者がどのような資金調達を行うのかは、事業者の提案に任せられているので、落札者が決まり、資金調達方法が特定された時点で、検討します。
392	契約書案	6	23	77				①「年8.25%の割合（1年を365日とする日割計算とし、両端日を含む。）で計算した額」は「商法（第32年3月9日法律第48号）第514条に従い計算した額」へ変更願います。②第77条第1項及び第2項の（1年を365日とする日割計算とし、両端日を含む。）について、（1年を365日とする日割計算とし、初日を含まず本契約に基づき支払うべき金銭を実際に支払った日を含む。）へ変更をご検討いただけますか。	①利息を8.25%から3.6%とする以外は別紙の通りとします。 ②契約書案の通りとします。
393	契約書案	6	35	2	1			維持管理期間中の（1）施設賠償責任保険の付保について、保険契約者が「事業者」となっていますが、本来であれば所有者である大学側にて付保すべきであると思慮します。施設賠償責任保険の具体的な保険目的（補償内容、補償する損害）について御教示下さい。	維持管理期間中の保険で事業者側で加入すべきものについては、別紙7の第2項に示した要件を満たすものであれば、その他の詳細については事業者が任意に決定できます。
394	契約書案	6	36					「8 念書」とありますが、念書に関する記述が事業契約書（案）に見当たりません。これはこういった項目に対する念書かご教示頂けないでしょうか。	季節等により、しゅん功時には実施できない設備機器等の検査、調整を可能となった時点で実施する旨の念書等を想定しております。
395	契約書案	6	36					しゅん工に伴う提出書類の7の「保証書」とは、別紙10の保証書のことでしょうか。また、8の「念書」とはどのような内容でしょうか。	「保証書」とはメーカ保証、責任施工の保証書等を想定しております。（佐藤総合様ご確認お願い致します。）
396	契約書案	6	40					「総合研究棟Ⅴ及び福利・保健管理棟に関する割賦料は1本の割賦債権とする」とあり、また、「割賦金利は引渡し日以降に発生するものとする」とあります。割賦金利が異なる時期に発生し、割賦期間の異なる債権を1本のものと考えらるというのは矛盾しているように思えますが、どのように考えればよいのでしょうか。	債権債務としてはひとつのものです。事業者は、これを細分化して譲渡したり、その一部にのみ担保権を設定することはできません。
397	契約書案	6	45					「減額率及び減額後のサービス購入料の算出についてはサービス購入料全体で行うものとする。」となっておりますが、サービス購入料の減額につきましては対象業務ごとに行うようにしていただけますでしょうか。	契約書案の通りとします。
398	契約書案	6	51					法人税その他の税制変更の場合、追加費用は100%事業者負担となっておりますが、実施方針では消費税に関する変更については大学負担となっております。消費税に関する変更が発生した場合（税率の変更等）、大学と事業者のどちらが負担することになるのでしょうか。	消費税に関する変更が生じた場合、それによるサービス購入費そのものの見直しは行いません。大学が支払うサービス購入費に賦課される消費税については、施設費相当については該当する施設の引渡し時の税率による金額を、維持管理費相当については、支払い時の税率による金額を、それぞれ支払います

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
399	契約書案	6	51					a)には消費税及び地方消費税に関する法令の変更が含まれるものと理解してよいですか。	消費税の税率が変更となったことのみを原因とするサービス購入費の見直しは行いません。サービス購入費の支払いに賦課される消費税については、施設費相当については該当する本件施設の引渡し時点で適用される消費税の税率による金額を、維持管理費相当については実際に支払う時点で適用される消費税の税率に基づく金額を、それぞれ支払います。
400	契約書案	6	51					事業契約書（案）では法人税その他の税制変更の場合、追加費用は100%事業者負担となっておりますが、実施方針では消費税に関する変更については大学負担となっております。消費税についての記載はございませんが、税率等の変更が生じた場合は、実施方針通り大学側の負担と言う認識でよろしいでしょうか。	消費税の税率が変更となったことのみを原因とするサービス購入費の見直しは行いません。サービス購入費の支払いに賦課される消費税については、施設費相当については該当する本件施設の引渡し時点で適用される消費税の税率による金額を、維持管理費相当については実際に支払う時点で適用される消費税の税率に基づく金額を、それぞれ支払います。
401	契約書案	6						事業契約書の随所に「甲」「乙」という表現が見られますが、これは、「甲」が大学、「乙」が事業者と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。第60条第5項、第62条第2項、第62条第3項及び第64条第2項の該当箇所を訂正いたします。
402	基本協定書	7		6				事業予定者の株式を乙の構成員以外の者が保有しない場合は別紙2の提出は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
403	基本協定書	7						[平成●年●月●日まで/速やか]に、はどのように理解すればよいですか。	落札者と協議の上、記載を決めたいとの趣旨です。
404	基本協定書	7						「事由の如何を問わず」について「甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により」への変更をご検討いただけますか。	基本協定書案の通りとします。
405	基本協定書	7						金融機関が事業者の株式の一部又は全部に担保権を設定する場合、大学による承諾に合わせ、担保権設定契約書の提出を求める規定になっておりますが、同契約書は、SPCと金融機関との私契約であり守秘義務に抵触する、また、第三者へのノウハウ漏洩を防止するという観点から、基本的にはご開示できない契約書だと考えております。やむを得ず、貴大学に提出する場合には、非公開文書として取り扱っていただくこととなりますが、その様なご対応は可能でしょうか、ご教示願います。	事業者の株式に担保権を設定する場合は、承諾申請書とともに担保権設定契約書の写しを提出してください。担保権設定契約書の写しの提出がない場合、承諾することができません。また、提出された文書の公開については国の情報公開法によることとなります。
406	基本協定書	7						基本協定書等の入札書類中に、事業者の資本金額、定款・株主間協定書の記載事項等についての規制が見当たりませんが、入札書類中に記載の規制を遵守する限りにおいて、それらについては事業者に裁量が認められていると考えてよろしいでしょうか。	すでに大学が公表した資料及びこの質問回答で示しているもの以外には、ありません。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	質問内容	回答案
407	様式集	8	2					不動産取得税につきまして、非課税扱いとする旨記載されておりますが、一方、入札参加者が必要に応じて府税事務所又は総務省自治税務局都道府県税課に問い合わせることとされております。不動産取得税を非課税として提案した後、課税されることとなった場合、サービス対価を見直していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	不動産取得税は非課税扱いです。ただし、事業者と建設業者間で締結される建設工事請負契約及び約款において別紙に示す追加条項、追加条項が規定されていることが条件です。なお、本件に関しては必要に応じて京都府税事務所又は総務省自治税務局都道府県税課にお問合せ下さい。
408	様式集	8	3					欄外※1に「代表企業は①～⑬の書類、構成員及び協力会社等それ以外の企業は①～⑬の書類を、それぞれ提出すること」とある一方で、⑧～⑩には（各構成員の直近4期分乃至1期分）とあります。また※1によると代表企業は①～⑬の書類を提出する必要のないように見受けられますので、代表企業・構成員がそれぞれの資料を提出するか、再度明確にいただけますでしょうか。	様式集を改定しますので詳細は別添様式集等をご参照下さい。
409	様式集	8	3					⑩「連結決算の企業単体の貸借対照表及び損益計算書（各構成員の直近1期分）」の下線部（企業単体の）はないものと理解してよろしいでしょうか。	様式集を改定しますので詳細は別添様式集等をご参照下さい。
410	様式集	8	3					様式3-4～様式3-7における契約金額、工期とは、設計業務、工事監理業務の場合、それぞれ設計業務、監理業務等の契約金額、工期と考えて宜しいでしょうか。	その通りです。
411	様式集	8	3					「構成員及び協力会社等それ以外の企業は①～⑬の書類を、それぞれ提出すること」とありますが、⑧～⑩に関しては、代表企業を含む構成員のみ（協力企業は含まない）が提出することによろしいのでしょうか。	様式集を改定しますので詳細は別添様式集等をご参照下さい。
412	様式集	8	3					添付書類である⑧～⑩に関しては、各書類の写しでも可能でしょうか。	結構です。
413	様式集	8	3					専任で配置とは「他案件の設計業務を一切行わない」と解釈すべきでしょうか。また、現在の他工事の従事状況欄には複数の工事の設計を担当している場合、全ての工事名の記入が必要ですか。	設計に当たる者が配置する担当者は、本事業の設計業務に支障がない範囲内であれば、他の案件を担当していても差つかえないものとなります。ただし、工事監理に当たる者および建設に当たる者が配置する担当者は、原則として本事業以外の業務を行うことはできません。また全ての工事名でなくても構いません。
414	様式集	8	6					同様式の注釈部分に“消費税を含めず、千円未満切り捨てて記入すること”との記載がありますが、作業の都合上（EXCELシート上での作業となりますので）端数調整は千円未満四捨五入とさせていただいて宜しいでしょうか。	結構です。
415	様式集	8	6					様式集 様式6～10の中のそれぞれの様式に、表題の下の四角枠の中にそれぞれの様式における注意書きがありますが、それは様式の一部として、提出物の中でも表現しなければならないのでしょうか。または省略してもよろしいでしょうか。	省略しても結構です。
416	様式集	8	6					維持管理費相当の明細は【様式6-5】でも明記しますが、【様式6-4】でも、様式にあるように明細が必要でしょうか。	両様式にご記入下さい。
417	様式集	8	6					警備業務に関して提案書及び入札金額算出書・内訳書に項目がありません。どの項目部分に含んで提案書、金額等を記載したら良いですか？	様式集を改定しますので詳細は別添様式集等をご参照下さい。

「京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業」入札説明書等に関する質問回答一覧表

並替No	資料名	資料N	頁	項目	中項目	項目	項目	項目	質問内容	回答案
418	様式集	8		2	1				社名やグループ名は特定の様式を除き記載しないこと、となっておりますが、様式6-7（資金調達計画）の出資者名欄等には社名を記載してよい、と理解して宜しいでしょうか。	その通りです。
419	様式集	8							提案書を作成する上で、各様式の上部に記載されている「指示・注意書き」を削除して提案書を作成してもよろしいでしょうか。	結構です。
420	様式集	8							様式3-4～3-6の企業としての実績については、実績を確認できる資料の添付が求められていますが、様式3-7から3-9の主任技術者・監理技術者の実績については、これを確認できる資料は必要ないと理解して宜しいでしょうか。	様式集の2作成要領の1に基づき、実績を確認できる資料を添付してください。
421	様式集	8							各様式については、枚数制限がありますが、この制限枚数を超えて、参考資料を添付することは可能でしょうか。	参考資料がある場合は参考資料を含んで制限枚数内として下さい。
422	附属資料		1						「資料1 クラスターB周辺状況図 ロトンダ配置図・平面図」の「配置図」に、サンクンガーデンの北西部分にモニュメント、ディスプレイとの記載がありますが、具体的内容及び仕様等をご提示頂けますでしょうか。	モニュメント、ディスプレイは本事業には含まれません。
423	附属資料		1						ご提示頂いている「クラスターB 周辺状況図」が5-2と17-1と2種類ありますが、福利・保健管理棟用地の造成レベル、周辺地形等に食い違いがあります。5-2を正と考えてよろしいですか。	5-2を正として下さい。